

第百二十三回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 六 号

平成四年四月十四日(火曜日)
午前十時二分開議

出席委員

委員長 武藤 山治君
理事 逢沢 一郎君
理事 額賀福志郎君
理事 竹村 幸雄君
理事 森本 晃司君
理事 甘利 明君
理事 植竹 繁雄君
理事 尾身 幸次君
理事 佐藤 信二君
理事 田辺 広雄君
理事 中山 太郎君
理事 増田 敏男君
理事 後藤 茂君
理事 安田 修三君
理事 吉田 和子君
理事 渡部 一郎君
理事 川端 達夫君

理事 自見庄三郎君
理事 山本 拓君
理事 和田 貞夫君
理事 岩屋 毅君
理事 浦野 悠典君
理事 奥田 幹生君
理事 佐藤 守良君
理事 谷川 和穂君
理事 仲村 正治君
理事 岡田 利春君
理事 鈴木 久君
理事 安田 範君
理事 二見 伸明君
理事 小沢 和秋君
理事 江田 五月君

出席政府委員

通商産業大臣 渡部 恒三君
大蔵大臣官房審議官 金子 義昭君
大蔵大臣官房審議官 西村 吉正君
通商産業大臣官房審議官 麻生 渡君
通商産業大臣官房審議官 榎元 宏明君
中小企業庁計画部長 桑原 茂樹君

委員外の出席者
警察庁刑事局国際刑事課長 小田村初男君

第一類第九号

商工委員会議録第六号 平成四年四月十四日

本日の会議に付した案件
特定債権等に係る事業の規制に関する法律案
(内閣提出第七四号)

○武藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、特定債権等に係る事業の規制に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。逢沢 一郎君。

○逢沢委員 債権法について質問を申し上げるわけでありましても、その前に渡部通産大臣に對しまして、予算が成立した後の段階での景気の動向、経済運営、またその見通しについて、冒頭いささか質問をさせていただきたい、お許しをいただきますというふうに思います。

御案内のように、先週四月九日木曜日、平成四年度の予算が通過、成立をいたしました。景氣に對して減速感が広がる中、これを回復させなければいけない、そういう強いニーズがある中で、予算が無事通過、成立をしたということは大変重要な意味のあることであるというふうに思います。

特に公共事業に對しましては、七五%前倒しをする思い切った対策が予算成立前の緊急経済対策でも既に固まっておるところでありますし、また金利も御案内のように〇・七五%下げられて、公定歩合が三・七五%、そういう新しい水準を迎えた

わけであります。

一方、引き続き産業界には人手不足感がある。景氣が悪いとはいへけれどもまだ人が足りないんじゃないか、そういう実態があるというふうなことも耳にいたしておりますし、いささかではありますけれども住宅着工件数も少し上向き気配を迎えたということも新聞等の報道で私も承知をいたしましたところでもあります。そしてもうこれ以上金利が下がらないのだということを企業家が真摯に受けとめさえすれば、人手も足りない、やはり省力化のための投資はやっていかねければいけない、そういう動きが早晩必ず起こってくるはずだ、そのことが景氣、内需を相当大きく刺激をしてくるに違いない、そういう見通しもあるわけでありま。

しかし一方では、まだまだそうはいっても本當にこれからよくなるのだろうか。不安要因もたくさんあるねということであらうかと思いますが、特に昨今大きく取り上げられておるのが例の株価の動向であります。一般的には金利が下がれば株価は上向くというふうに伝えられておったわけでありまが、どうもその氣配が見えない。このままだんだんじり貧になっていくと、大手生保も持っている株式、本當に本格的に売却してしまうのではないかと。もしそんなことになれば、がたがたと再び値崩れを起こしてしまふ、そういう懸念というものもいささか取りざたがされておることも私も承知をいたしております。

一方、輸出についてですけれども、大臣もけさの新聞をごらんになったと思いますが、各紙に大きく出ておりますね、「九一年度貿易統計出超八百八十三億ドル、史上二位」ということであります。実は、先般私も、国会開会中で大変御迷惑をかけたわけでありまが、超党派の訪米団でアメリカに行つてまいりました。アメリカの政府あ

るいは国会議員の方々も、日本の景氣、内需、このことについては大変大きな関心を持っておられる。どういふふうになるんでしょうねといったような質問が多々出てきたわけでありまが、輸出ドライブが再び加速をされるということについて私も非常に慎重でなければいかぬなというふうにも思ふわけでありま。これから内需が再び活発になっていく、景氣は回復するんだ、そういう明るい見通しもある。しかし一方では、どうか、難しいかもしれないといったような見通しもある。そのあたりのところを大臣はどのように受けとめておられるのか、また、先ごろ政府が決められた緊急経済対策の中にも中小企業への支援策あるいは資金調達環境の整備、そのこともきちんと盛り込まれておるわけでありまが、今の景氣をどのように認識なさり、それに対して通産省としてはどう対応しようとしておられるのか、冒頭お伺いをいたしたいというふうに思います。

○渡部通産大臣 逢沢先生のただいまの質問、私も今当面抱えておる最大の重要課題であると思ひます。

私は、日本の産業を直接お預かりする立場から、昨年の十一月からこのことを心配しておりましたけれども、当初実体としての産業に接しておる私どもと、統計によつて産業分析する立場の方々といろいろ認識の違い等もございました。幸いに、今年の二月の月例経済閣僚會議で政府部の内景況に對する認識が一致をいたしました。そういう前提の中で、三月三十一日、御案内のように政府として思い切つた景氣対策のための、また、きめ細かい通産省等の考え方を大幅に入れた、きめ細かい政策を立てることができました。また、期を同じくして日銀も〇・七五%の公定歩合の引き下げをやつてくれました。ただいま先生御指摘のように、本来ならそこですぐ株価が上がる

かと思つておつたら下がったということ、ある程度の皆さんの御心配があつたのですが、これは長い目で私は見ておきますと、株というのはそういうものを早目にキャッチしておきますから、しかも、景気対策については一月、二月、三月とそれぞれ党や政府で国会で議論されて報道をされておりましたから既に対策は織り込み済みになつておつたので、そのことが株を押し上げる力に瞬間的にはなりませんでしたけれども、しかし、その後の経過を見ていただきますと、これから我々の景気政策が確実に実施され浸透されていけば、やはり当然これが株価にも反映していくという数字がまた出てまいりました。

幸い、おかげさまで予算を成立させていただきました。大蔵大臣、自治大臣等から、公共事業の前倒し執行に対する強い決意がきょうの閣議で述べられました。また通産省としては、やはり産業界の皆さん方に常に申し上げておるのは、どのような場合でも我々は常に技術開発と設備更新の努力を怠つてはならない。もしこれをちょっとでも怠れば、それはその後大きな影響をもたらすわけですから、むしろこういう時期にこそ設備更新と技術開発の努力をしなければならぬ。このことは産業界の皆さん方にも御認識をいただいております。したがって、我々としては、財投、また開

銀、また中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫、北東公庫、あらゆる金融機関を活用して皆さんの設備投資がしやすいための金融環境をつくり上げる。社債の見直しとかBISの見直しとかいろいろありますけれども、そういう努力をこれから一つ一つ積み重ねてまいりたいと思ひます。その中でも、達沢先生から御指摘のあった中小企業の省力化の設備投資は大変大事なことであります。これは思ひ切つて力を入れてまいりたいと思ひます。

また、もう一つ御心配のあった国際収支の黒字の増大であります。これは原油価格あるいは為替相場、いろいろの要因、またバブルの崩壊によつて、夢のような話ですけれども、昨年までは

何百億の絵が輸入されたとかよくありましたけれども、もうほとんどそういうものがなくなつてしまつた。これはいろいろの要因がありますけれども、しかし、国際経済における我が国の責任というものを感ずると、これは大変な問題ですから、私は、産業界の皆さん方にグローバル・ビジネスパートナーシップ、いわゆる輸出ドライブでこのことを解決するよりは輸入促進でこれを解決していく積極的な方向、結論を申し上げますれば、評論家の皆さん方がいろいろ議論をされておりますけれども、我が国の経済というものはや一國経済でない。世界の中の日本の経済ということを考えると、三・五%の成長は今後どのような方法手段を講じても達成させる。つまり、内需主導型の経済によつて輸入促進をしてこの貿易収支の問題も片づけるという積極的な経済運営を進めて、今先生御心配のようなものを解消してまいりたいと思ひます。

○達沢委員 的確なリーダーシップの発揮によりまして間違いなく経済が回復をする、景気は上向くということに最大限の御努力をお願いいたしておきたいというふうに思ひます。

さて、そういった経済環境の中で、最近の金融界の動向に目を移してまいりたい、そんなふうにおもうわけでありまして、私なりにその特徴をちょっとまとめてみました。

まず最初に、国債の大量発行を契機とした公社債市場の発展ということに大きな特色を見出すことができるといふふうに思ひます。また、国際資本取引の自由化に伴つて、もちろん金融市場も自由化してきたあるいは国際化してきた、そういうことによつて資本市場の環境整備が大きく進んでまいりました。また、今の経済はボーダレス、そしてリアルタイムというふうには呼ばれておりますけれども、情報化が大きく進展をしております。それに伴つていわゆる先物でありますとかオプションでありますとか、そういったものを組み合わせたいろいろな金融商品が出てきた。それも昨今の大きな特色の一つであらうかという

ふうに思ひます。こういった金融界の動向を反映する形で企業の動き方も相当これは変わつてきたなというふうに思ふのです。率直に言つと、金利選好が非常に高くなつたということはもう紛れもない事実だろつたといふふうに思ひます。より有利な資金調達の場合非常に真剣に模索をしておる。銀行から借りるよりも直接金融の道を模索する、こういった方向というのが一つの顕著な大きな特色ではなからうかといふふうに思ひます。

調査室の皆さんがいろいろな数字を調べてくださるわけでありまして、例えば銀行貸し出し、昭和五十五年には十五兆円、いわゆる企業における産業金融の調達動向の数字でありますけれども、昭和五十五年には十五兆円、平成元年には四十四兆円、三倍になつた。しかし、社債等を含めた有価証券の方は、同じく五十五年が二兆円であつたのに対して、平成元年は約十倍、それを超える二十一兆円ということになります。企業がどういう手段で資金を調達してきているか、その手段が大きく変わつてきておるなあとということがこの数字からも裏づけられるように思ふわけであり

ます。

昭和六十一年のプラザ合意で急速な円高がもたらされました。円高不況、これは金融緩和によつて内需主導型の経済、活性化をしよう、そういう傾向がずっとこのところ続いてまいりました。企業も、金利が安い、あるいは株価が高い、そういうことを受けていわゆるエクイティファイナンス、そういったような手段を駆使して内外から大変多量の設備投資資金を獲得しようといったような動きも大変大きな特色であつたろうといふふうに思ひます。しかし、そういった状況を経てバブルが崩壊をする。今償還で大変だ、こういう企業もあるといふふうには思ふわけでありまして、率直に言つて、そういった昨今の経緯を経た現在の産業資金の需給動向をどういふふうには認識をなさつておられるか、どんなところに問題点があるのか、企業側はどういうニーズがあるのか、そこら

うに思ひます。

○麻生政府委員 最近の産業資金の需給動向でございますが、御指摘がございましたように、我が国の企業は、近年、借入金によりまして資金調達に加えて、株式や社債というような直接金融にだんだんそのウェイトを移しておるという状況でございます。ところが、このような動向の中で最近の資金調達環境でございますけれども、エクイティファイナンスは今御指摘のありましたような株式市場の状況で困難になつてきております。さらに、過去に発行いたしましたエクイティの大量償還が控えておるという問題もござい

ます。また、いわゆるBIS規制によりまして銀行の貸し出しも抑制されていくという懸念がござい

ます。こういうことで、全体といたしまして、資金需給につきましては一層強まるということが予想される状況でござい

このような状況に対応いたしまして、企業の方でござい

今大臣からもお話がございましたような設備投資を適切に行うというためには、直接金融によりまして資金調達の充実を一層図つていくということが必要でござい

また、その手段の多様化も図つていくということが重要であると認識をいたしております。

このようにするために、現在提案されておりますような金融制度改革の着実な実行を図りますとともに、引き続き普通社債の発行にかかりますような諸規制、諸慣行の見直しを行うというようなことによりまして、資金調達環境の整備を図つていくということが大切であると認識をいたしております。

○達沢委員 そこで、リース産業あるいはクレジット産業のことについて話を進めてまいりたいと思ひます。リースはここの大変拡大が続けられてきた、それもその通りであらうといふふうに思ひます。資金が十分でないユーザードも、リース契約を結ぶことによつて一度に多額のお金を準備が

またクレジットの方も昭和三十六年に割賦販売法が制定をされて着実な前進を見ているようでありますけれども、昨今では民間最終消費支出の一〇%も賄うといったように、産業としても大きく成長してまいりました。しかし、このリース産業あるいはクレジット産業のいわゆる資金の調達においては、なかなか厳しい、また難しい現実、現状もあるということも承っているわけであります。そのリース、クレジットの資金調達の現状あるいは課題、問題点について、改めて整理をしたものを御報告をいただきたいというふうに思います。

○麻生政府委員　御指摘がございましたように、リース・クレジット産業、これは事業の性格上非常に膨大な資金を必要としておるわけでございます。現在、必要な資金は専らいわゆる間接金融、銀行その他の金融機関からの借り入れに大部分を依存いたしておるわけでございまして、例えばリース会社の場合には、大手二十五社をとりますと九八％までがそのような借り入れでございます。また、クレジットの場合には九二％程度であるというような状況でございます。

今後、このような銀行からの借り入れを中心に行っている場合にはどうなるかということですが、今御説明申しましたように、一般的に企業の資金調達というのは逼迫が予想されるわけですが、特に銀行の場合にはBIS規制などございますが、今後、過去のようにどんどん貸し付けをふやすというわけにはまいらないんじゃないかというような状況でございます。その意味でもリース・クレジット産業は新しい資金調達の方法を考えなければいかぬというように時期に到達をしておるわけでございます。

○逢沢委員　そういった現状の中で今回の債権法

○麻生政府委員 この法律の目的あるいは意義でございしますが、リース・クレジット産業、先ほど申しましたように、今後は銀行・借入れ依存だけではなくて新しい資金調達をしなければいけないというような事情がございますものですから、既に一部の企業では、いわゆるリース・クレジット債権を小口にいたしまして販売をするというようなことが自然発生的に行われておるという状況でございます。さらに、今後の状況を見ますと、ますますこれにつきましては量的に、あるいは会計の数もふえていくということが予想されるわけでございます。

しかし他方、現状のままこれが行われた場合には、投資家の被害という、保護という観点から見ますといろいろ問題点がございまして、投資家被害の観点からいいますと、やはり所要の発行ルールをきっちりいたしまして被害を未然に防止して被害を図ることが必要であるというふうに考えるわけでございます。

その意味で、この法律は、今出ておりますような資金調達につきまして投資家保護を図るということ、それをもちましてまた一方ではリース・クレジット産業の資金調達の公正な発達を図り、業務の適正化を図るところに意義があるうと

このような法律ができました場合に、どの程度の規模になるかということですが、これはリース・クレジット産業の実態的な需要、景気動向あるいはそのときどきの金融環境によりまして、左右されるわけでございまして、一概に予測は言えないわけでございますが、一般的には法律が施行されますと二、三年間の間では一兆ないし二兆円の程度の規模にまで成長するんじゃないかと、兆円ふうな予測が一般的でございます。このようないくつかの範囲の中で金融機関からの調達が緩和されるといふことにならうかと考えております。

○逢沢委員　さてそれでは、少し個々の問題につ

いて指摘をさせていただき、その対応策について政府のお考えをお聞きしたいと思うわけでありますけれども、債権を小口化をして広く一般投資家の皆様に買ってもらおう、販売をしようということになるかと、相当多数の中小のリース・クレジット会社がこういった動きに参加すると、いうことにならうかと思えます。先ほどお触れに

なったこととも関連をするわけでありますけれども、小口化販売の制度を整備しなければいけません。したがってそのことのためには投資家保護、このことも当然法律の上できちんと手当てをするということが必要になるわけでありますけれども、いわゆる投資家保護といわれる投資家の自己責任、この部分をどういうふう整理するか、

位置づけるか、そのことについて少しく詳しくお伺いをいたしたいというふうに思っています。

○麻生政府委員 御指摘の点は極めて本質的な問題でございまして、投資家の自己責任はどこまでを考え、また投資家保護のためのいろいろな措置はどこまで講ずべきか、そのバランスはどうすべきかという非常に基本的な問題でございます。

れにつきましては、我が国の経済からいいまして当然一番基本は自己責任でございます。しかしながら、自己責任といひしてもそれを実行いたしますにつきまして必要な最小限の情報開示あるいはいろいろな措置、行政的な措置ということがと

本法におきましては、特定価格の譲受業者あるいは小口販売業者につきましては許可制をとるといふような形で、健全な業界、企業が参加するという形になっておりますし、また、通産大臣が債務の保証措置等の問題につきましても届け出によってチェックをするというような形になっておりますが、これも最小限度の枠組みを提供しようということでございます。そういうことによりましてこの商品の安全性を高めるといふ努力はいたして

すわけでございますが、しかしこの商品は二〇〇％確定利付あるいは元本保証というものではないでございまして、そのようなものがなされましてやはりある程度リスクは残るということでございまして、そのような措置を、内容を十分見ていただきまして、あとはその投資家が判断していただく、自己責任でやっていくという体系になっておるわけでございます。

○違沢委員 リース・クレジット会社 いわゆるリース特定事業者の持つ特定債権は、勉強した範囲によりますと、一団に取りまとめられて譲渡をされることになる、そういうことですよね。しかし、不幸にしてユーザーが倒産をしてしまった、債務が不履行になる、そういう危険性もなきにしもあらずだということも当然念頭に置いておかなければ

いかぬ。このいうことでおそれかと思ひます。結果として不良債権が数多く発生をしてしまつ

た、仮にそうなった場合に、卓近な言葉で言くと、だれがどういう割合でそれをかぶるのかというところについてきちんとした法律での取り決めがあるのか、あるいはそれはもう個々の事業者とあるいは投資家とのいろいろな契約の上でということ

○麻生政府委員 この小口債権でございますが、これは基礎がリース債権あるいはクレジット債権というところでございます。その意味で、この債権

そのものがデフォルトをする、債務不履行になるという可能性はあるわけでございます。

したがって、この安全性をどのような形で確保するかということが非常に大切なわけでございますが、一般的には、このような非常に多数の債権をまとめておるという場合には、その不良債権の発生率というのは、統計的に見ますと大数の法則が働いてまいりますので、一定の貸し倒れ率というものが過去の統計データ上出てまいりまして、大体それによりまして将来もそのようなものであるということが予測ができるということができるわけでございます。

したがって、この予想されますデフォルト率、これに対応いたしまして、そのような事態が生じた場合には、その信用なりリスクを補てんするというために例えば銀行保証をとっておくというような措置を講じて、その上で販売をするということでございます。したがって、実際に販売をする際には、このような過去における対象となった債権の貸し倒れ率、デフォルト率、それに対応いたしまして、売られておる小口債権はどのような信用補てん措置、リスクの補てん措置がとられておるかということを明示した上で売ることになるわけでございます。

○達沢委員 次に、特定債権譲受業者の開業、業務の規制のことについて伺いたいと思うわけであります。

この特定債権譲受業者の性格をどういうふうにも私ども認識をしたらいいのかということですが、例えばこの業者は他の仕事との兼業が許されるのか、あるいは回収した資金の運用にある程度の自由度が与えられるのか、自由裁量権があるのかどうか、そのあたりはどうなんでしょうか。

あるいはいわゆる親会社、これはリース・クレジット会社、その系列会社にとりあえずはなるといことが想定されるわけでありますけれども、言ってみれば親会社、子会社も一体のものだ、しかしきちんと法律の上では性格づけをしておかなければいけない、その両者の関係が、公正が本

当に保たれるのだろうかといったような疑念も一部であるようでありましても、その部分について伺いをいたします。

○麻生政府委員 この特定債権の譲受業者でございますが、これは最終的には投資家に対しまして元利を支払うという直接の責任を負う会社でございますから、この会社が健全であるということが非常に大切でございます。

したがって、この法律では、財産的あるいは人的な構成をちゃんとチェックした上で許可を与えて仕事ができるようにしております。また、実際の業務におきましては、この会社がほかの業務を兼業することによりましていろいろな失敗をし債務を負うというようにすることには非常に問題があるということで、法律の四十一条によりまして兼業の制限をいたしております。

また、回収いたしましたリース・クレジット料が一時的にはこの会社に滞留する場合がありますが、これは非常に妙な形で運用いたしまして失敗をするということになります。また、これも払えなくなっていくということがございます。ですから、四十四条によりまして運用の制限を行うというように形になっておるわけでございます。

会社の親会社との関係でございますが、資本関係につきましては特段の制約を設けておりませんけれども、この会社の趣旨が、このような独立して仕事をやっていくということでございます。ですから、この法律の運用におきましては、当然親会社との関係を含めて、厳正な法律の趣旨のつとめた会社の運営が行われるように監督をしていかなければいけないと考えておるわけでございます。

○達沢委員 先ほど投資家保護の部分に関して、この債権がどういう債権であるかということについての情報の開示、非常に大事なことなんだというふうなお話があったわけでありますが、こんなことは起こっちゃうならぬわけでありますけれども、非常に恣意的に、優良な債権は優良な債権で束

ねちやう、非常に不良な債権を逆に多く集めてこれを譲渡してしまふ、こういう危険もなきにしもあらずというふうに考えなければいかぬのだろうというふうに思います。

しかし、じゃ投資家は本当にどういった債権であるかを十分判断する情報なり能力もない。そこで、小口化債権の安全性の評価ということが非常に重要になるかと思うわけであります。このことは、法律によれば譲渡計画の届け出をさせてそれを審査する、その審査は通産大臣が行うというところになっておりますが、その十分な債権の評価ということが技術的に可能なかどうかということが一つ問題であるかというふうに思います。また将来的にはその審査について指定調査機関に補佐をさせるといったようなことの検討もあるというふうに向っておりますが、その調査機関というものをどういうふうに将来的に位置づけるおつもりであらうかという部分について伺いをいたします。

○麻生政府委員 御指摘のように、小口販売の場合には、その債権の内容、それに伴いますリスクの程度というものを正確に認識をする、あるいはそれに対応したリスクの補てん措置がとられるということが必要不可欠でございます。このために、この法律では、実際にリース会社なりクレジット会社が債権を譲渡いたします場合には、譲受業者ともども債権計画の届け出を通産大臣の方に行うわけでございまして、通産大臣はその中身をチェックいたします。そういたしまして、この実際のリースなりクレジットの債権のデフォルト、これが過去においてどのようなものであるかということにつきまして、いろいろなデータを提出されてチェックをいたすということでございます。この段階で非常に悪いものにつぎまして、悪いものだけにしますと類似のものについて、過去のデータが非常に悪いという結果が出てまいりますから、またこれに対応した補てん措置も手厚いものにしなければいかぬということになるわけでございます。

このようなチェックをいたします場合に、そのチェックは事業者の事業内容あるいは財務的な問題等々、経営の会計あるいは税務的な問題にわたります。相当専門的な知識を要するということがございします。ですから、この指定調査機関という制度を設けて、通産省のいろいろな審査の補助をやらせてもらおうという考えでございます。具体的には、この業務の性格上、高度にこの調査機関は公正さを要求されます。ですから、実際の指定におきましては、公益法人を予定をいたしております。新しい機関にするのか、あるいは既存の機関を活用するのか、これはまだ決めておりませんけれども、いずれにしても既存の機関の活用を含めまして幅広い観点から適正な機関を指定してまいりたいと考えておる次第でございます。

○達沢委員 時間がありませんので、この質問については簡単にお答えをいたしたいわけであります。いわゆる投資家が取得をした小口化された債権の流動性はあるのかどうか、あるいは換金などの時点でも可能なのか、あるいは将来、流通市場が育っていくのどうか、あるいは育てようということになるのどうか、いかがでしょうか。

○麻生政府委員 この小口化商品は従来市場にない新しい商品でございます。今申しましたような仕組みも複雑な要素を持っております。したがって、この商品につきまして知識が十分に投資家の間に浸透するということまでは、実際の販売に当たりましては販売業者から売りまして、買い取りにつきましてはまたその販売業者に持っていくというふうなやり方、現在、商品ファンドとかあるいは金貯蓄口座とか、そういうようなところから考えております。

さらに将来、このような知識が一般的に深まっていくなるといふことになりまして十分な見込みが深まると、他の金融商品の動向も見ました上で適切にこのあり方を見直してまいりたいというふう

に考えておる次第でございます。

○逓沢委員 時間がございませんで、最後に大臣にお伺いをして終わりたいと思うわけであります。

リース・クレジット会社にはいわゆるノンバンクとしての性格もある、貸金業を兼業している、それが大半の例であります。もうバブルは崩壊をした、過去のことだという表現もあるわけでありますけれども、いわゆるバブルの担い手を再び担ってしまうのではないかと、そういうことも社会においては一部さやかれています。集めたお金を金融部分に流用してしまうのではないかと、あるいは投機的取引、土地でありますとか株でありますとか、そういうところに回ってしまうようなことがあったらこれは大変だ。今、一つ一つの問題についてチェックをさせていただきましてからこういう間違ひはゆめゆめないというふうには思わなければならない、またクレジットについては、多くの人があつちもこつちもクレジットを使つて自己破産をしてしまつたという例も報告がされている。大臣御案内のとおりであります。こういうことを防ぎつつ、しかしリース・クレジット会社を健全に成長させなければいけない、これがこういう法律の本旨であらうかというふうに思ふわけでありますけれども、日本の経済にとつてどういふ効果もたらされるのか、あるいはリース・クレジット会社にとつて、投資家にとつて、この法律がどういふメリットがあるというふうに大臣はお考えなのか。最後にその点について言及をしていただきまして、質問を終わりたいと思ひます。

○渡部国務大臣 今先生御心配のようなものもろの問題、これを解消して健全な形で日本の産業界の発展のためにこれを役立たせようというところで法案の審議をお願いしておるわけであります。

債権小口化による資金調達、リース・クレジット産業によつて過度な金融機関依存体質からまず脱却すること、また、自社の保有する債権を譲渡することによつて資金を調達することから、

健全なリース・クレジット債権の保有意欲が高まることによつてリース・クレジット産業の経営改善努力を促すことになりま。さらに、この資金調達手段によつて調達コストが低減され、リース料、クレジット手数料の引き下げを初め利用者のサービス向上につながることも、設備投資、個人消費の活性化、充実などを通じて国民経済の発展に寄与するものと考えております。

また一方、投資家にとつては、国民金融資産が増大しておる中で新たな投資対象の提供は投資家の投資対象の選択の幅を広げることになります。本法は、債権小口化販売にかかわる法的整備を図つていくものであり、本法の制定の結果、以上のような国民経済的意義を有する債権小口販売について投資家保護が図られ、なおかつ公正かつ円滑な進展が期待されるものと確信をしております。

○逓沢委員 時間が参りましたので、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○武藤委員長 和田貞夫君。

○和田(貞)委員 それぞれ時間が不足するわけでござい。私、簡単に質問の内容を申し上げますので、答弁者の方でもできるだけ簡明瞭に答弁をいただきたい。内容の充実には御協力をいただきたいと思ひます。まずひとつお願いをしておきたいと思ひます。

この特定債権に係る事業の規制に関する法律案、これは大蔵と通産省が協議の上で調整された後の法案であらうと思ひますが、一つの法律ができたならば原則として法のもとには平等でなくてはならぬ、こういう原則があるわけでござい。この法案の成立後におきましては、法の運営あるいはなお調整が残されておる点、あるいは少なくともどちらかに組み入れるという点を含めまして、できるだけ法の目的でござい。投資者保護のために、そしてひいてはそれを通じて一般投資家あるいは消費者の保護に役立つ法案にしてもらいたいというのを冒頭にお願ひをしておきたいと思ひます。

そこで、まずお尋ね申し上げたいのは、本法案の対象になっております特定債権、この特定債権の内容というものは具体的にどのようなものであるのか、そして小口化販売の現時点におけるところの実態というものはどうなつておるのか、この点、まずお聞かせいただきたいと思ひます。

〔委員長退席、竹村委員長代理着席〕

○麻生政府委員 この法案が対象としたしております特定債権でございますが、これはリース・クレジット債権でございます。これを小口化したしまして販売をするということでござい。具体的販売の態様は三つござい。一つは譲渡方式と一般的に言われているものでござい。また、これはリース・クレジット債権を一たん特定債権の譲渡業者に譲渡いたしまして、そこから生じてまいります譲渡代金債権を投資家に販売するということでござい。二番目のものは投資家の方が組合を形成いたしまして、この組合がリース・クレジット会社からその債権を購入する

というやり方のものでござい。三番目は、信託会社の方に債権を信託いたしましてその信託受益権を投資家に販売するという形態のもの、三つござい。現時点の販売の状況でございますが、現時点では約千億ほどのものが既に販売をされておるわけでござい。やり方といたしましては、今申しました一番目の方式でござい。譲渡代金債権という形で販売する場合、もう一つは、三番目の方式でござい。信託受益権という形で投資家に販売する場合、この二つの形態をとつております。

○和田(貞)委員 現在の時点で既に販売残高が約一千億というように言われたわけでござい。が、今そのことによつて別段トラブルがあつたということも聞いておりませんし、しかも大口の投資家に限られておると思ひますが、そういう大口の機関投資家の保護になるのじやなからうかと思ひます。そのことをなぜあえて今投資家保護だといううたい方でこの法律の制定を図る

うとしておるのか、一体那边にその法制定の理由があるのかというところについてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○麻生政府委員 今お話がございましたように、販売残高は一千億程度でございますが特に投資家被害が生じていないというのは事実でござい。これは、専ら現在のとこ所の販売先は専門的な知識を有しております事業法人になっておるからであると思ひます。しかし、今後を展望いたしますと、クレジット産業あるいはリース産業の資金需給というのは、銀行のBIS規制もござい。してなかなか従来のようにどんどん銀行から借りられないということが予想されるわけでござい。また、これを考えましてリース・クレジット会社はこのような販売に踏み切つておるという状況でござい。今後、リース・クレジット会社はさらにこの資金調達を活用して新しい金融環境下の資金調達を図つていくという意欲が非常に高いわけでござい。

そういったことを、当然のことでございますが、このまま放置しておきますとだんだん販売対象は一般投資家まで拡大されることが予想されるわけでござい。そうなりますと、いろいろ投資家被害が生じてくるということが懸念されるわけでござい。したがって、今のうちに法律の整備を行い、この新しいやり方の資金調達につきまして一定のきちんとしたルールをつくるということによりまして、未然に投資家の被害の防止を図つていくというのが趣旨でござい。

○和田(貞)委員 次に先ほど申し上げたいのは、特定債権の小口化販売のために、将来的にはこの小口化をどのような規模に持つていくかとしておるのか、中長期的にどういふ構想を持つておるかということをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○麻生政府委員 この法律ができました場合にどの程度のスピードでこの新しい小口化販売が普及していくかということにつきましては、これは今後の景気動向、何といひましてもリースなりクレ

ジツトにつきまして需要がどの程度あるかということがございます。また、資金環境、金融情勢ということも非常に大きな影響がありますものですが、一概になかなか予測は難しいわけですが、現在のいろいろな企業が鋭意検討しておるといふようなことを考えますと、法律が施行されまして二、三年のうちに大体一、二兆円程度のスケールになっていくのではないかと、いふふうに専ら見られておるといふ状況でございます。

○和田(委員) 中期的には一、二兆円程度、あるいは三兆円程度の規模になると。そしてこれは、昨年審議をいたしましたファンドと同じように、余りに小口化してまいりますと、どうしても一般消費者に手が届くようになって被害者が非常に底辺に広がっていくというようにもなりかねないわけがございますので、将来にわたりますしても、小口化といえども余り一般庶民が手を出さうな、そういう小口化は好ましくないと思うのでございますが、その点はどうか。

○麻生政府委員 最初の販売単位でございますが、御指摘ございましたように、これは非常に新しい商品でございますし、また仕組みも新しいものであるということでございます。それから、一般の投資家はこの商品について知識が十分普及してこの性格がわかるということが非常に大切でございます。その意味で、当面は最低販売単位を五千万円というように指導をしてみたいというふうに考えております。

それで、将来につきましては、この商品につきましても一般の理解が深まっていくそのやあいを十分見届けまして、適切にその見直しをやりたいと考えておる次第でございます。

○和田(委員) この特定債権の発行は、リース・クレジット業者の大手、中手、その区別なく、この法律に規定された所定の要件が満たされるとするならば可能であるかどうか、そしてこのリース・クレジット業界以外の他の業界は考えられるのかどうか、この二つをひとつお聞かせ願いたい。

〔竹村委員長代理退席、委員長着席〕
○麻生政府委員 この小口化商品の発行は、この法律に決められております要件を満たせば、これは大手であろうと中小企業であろうと区別なく発行できるという仕組みになっております。

また、リース・クレジット業界以外の業界の問題でございますが、このリース・クレジット業界においてこのような小口化販売が行われておるといふことは、これは一つは、この産業におきましては非常に多数の同じような性質を持った同質の債権を資産として持っておるといふこと、さらにその債権の回収までに相当長い期間を要するといふことであります。その意味で早くこの販売によつて資金調達をするということに非常に意義があるということでございます。さらに、この二つの産業は非常に資金をたくさん使うという産業でございます。資金調達が事業遂行上非常に重要な要素になっておるといふような特性があります。その二つの産業がこのような資金調達を始めておるといふことであると思ひます。

その意味で、このような、同じような性格を持つておるといふ産業はとりあえず今のところございませんで、またこのような小口販売も行っていないという状況でございます。したがって、現在この法律ではこのリース・クレジット債権を中心に規定をいたしておるわけでございます。仮に、将来何か新しい事態が起これば、またそれはそれで適切な保護措置をとっていくということもあろうかと考える次第であります。

○和田(委員) そこで、ひとつ大臣にお尋ねしたいわけでございますが、せっかくこの法律をつくって、今まで放任状態であった特定債権の販売を一定の規律というルールというか、そういうものをつくるためにこの法律をつくって、ひいては投資家の保護のために、あるいはそのことを通してまたリース・クレジット業界の今まで銀行一本やりであった資金調達に新しい資金調達の場を与える、こういうことになってよろうかと思ひわけでございますが、この特定債権小口化販売の今

後における社会全体における位置づけというものは一体どういうように考えておられるのか、あるいはこのことを通しまして、これが経済的意義がどういふものなのかというのをひとつ大臣の方からお聞かせいただきたいと思ひます。

〔委員長退席、竹村委員長代理着席〕
○渡部国務大臣 基本的な二つの問題について、和田先生からお尋ねがあったわけでございますが、債権小口化による資金調達は、リース・クレジット産業にとつて過度な金融機関依存体質からの脱却につながります。また、自社の保有する債権を譲渡することにより資金を調達することから、健全なリース・クレジット債権の保有意欲が高まることによつてリース・クレジット産業の経営改善努力を促すことになると思ひます。さらに、この資金調達手段により調達コストが低減され、リース料、クレジット手数料の引き下げを初め利用者のサービス向上につながるとともに、設備投資、個人消費の活性化、充実などを通じて国民経済の発展に寄与するものと考えます。

一方で、投資家にとつては国民金融資産が増大しておる中で、新たな投資対象の提供は投資家の投資対象の選択の幅を広げるものと考えます。本法は、したがって債権小口化販売に係る法的整備を図るものであり、本法の制定の結果、以上のような国民経済的意義を有する債権小口化販売について投資家保護が図られ、公正かつ円滑な進展が期待されるものと考えております。

〔竹村委員長代理退席、委員長着席〕
○和田(委員) このリース・クレジット業界といたしましては、これはもうその大小あり、そしてどちらかといえば、リース・クレジットを本業としてやっておるところもあればリース・クレジットといたうのよりも、むしろそれを本来の本業よりも、兼業しておる金融の方に力こぶしを入れて稼ごまくるというような業者もやはり中にあるわけなんです。それが、かつてのバブル時代に安易な貸し付けを無差別に無選別に行つてまいった、そういう結果、今日かなりの不良債権というのか、問題

債権というのか、というものを抱えて経営が悪化している、そういう業者もかなりおるといふように聞いておるわけでありまして、そこで、そのような経営悪化している業者もこの特定債権を発行することができるのかどうかということについてお答えいただきたいと思ひます。

○麻生政府委員 リース・クレジット会社の相当部分は、御指摘のようにならぬ貸金業を兼業いたしておりまして、この貸金業の部門でいろいろな企業融資を行う、その結果、相当の不良資産を抱えておるといふような会社も確かにございます。そのような会社でございますが、これにつきましては、この法律の第六条に基づきましておの事業者が債権譲渡をします場合には確認を受けなければいけないという形になっております。この確認の要件でございますが、それは六条の二号に決められておるわけでございますけれども、譲渡される債権の総額がこの特定事業者の財産状況に照らしまして過大なものではないということをチェックするということになっております。したがって、この条項によりまして、御指摘のような巨額の不良資産を抱えて資産の内容が非常に悪いという業者につきましてはこの確認が受けられないということになります。それから、そのような事業者につきましてはこの債権譲渡によります小口化販売というのはいかなるような仕組みになっておるわけでございます。

○和田(委員) はい、これも結局は申し上げましたような経営悪化業者の不良債権処理に金が回るといふ、いわば救済法と言えらるのではないですか。

○麻生政府委員 今申し上げましたように、この資金調達に当たりましては資産内容をチェックいたしまして必要な資金、調達される資金が健全な会社のものであるかどうかということを確認をするという手続になります。加えて、この小口化による資金調達が行われます場合に、従来以上に、銀行借入れ以上に資金量がふえるかどうか

ということですが、これは全体としてふえないわけではございません。従来もこのような会社が資金調達をいたします場合には銀行に対してリースなりクレジット債権、これを担保に出しておいたわけではございません。今後はその担保に出しておいた債権の一部をこのような形で販売をするということになるわけではございません。そうなりますと、それ見合いの担保がなくなりますから、銀行からの借り入れも減らさざるを得ない、あるいはふやすことができないということになっていくわけではございません。全体といたしましては調達される資金総額がそのまま増加するものではないわけではございません。そのような二つの点がございまして、御指摘のようにこれができましたら経営悪化しております業者の救済になるというようなことには決してならないというふうに考えておるわけではございません。

○和田(員)委員　しつこいようでございますが、低コストで良質な資金調達が容易にできるということになりましたならば、申し上げましたような一部の業者が再び無選別過剰融資を行ってバブルの復活という懸念がないかどうか、万が一にも投機的な取引にその融資が再現されることのないように、どういうように監視をしチェックをしていくのかお答え願いたいと思います。

○麻生政府委員　御指摘の点は私も非常に考えなければいかぬ懸念すべき点であると考えております。したがって、この法律によりましては、先ほど申し上げましたような譲渡計画の確認によりまして、譲渡される債権の総額、これがこの事業の実施のために必要なものを超えないようにチェックをするということになっております。私も申し上げては、法律を実際に施行する際には、今御指摘になりましたようなことを十分念頭に置き、心しまして、しっかりと審査を行いたいと思っております。また、何か問題があるというようなことが察知されるような場合には、十条に基づきまして報告徴収ということもできる形になっておりますから、万が一の場合には、こ

のような法令も使いながら適切に監視をしていきたいと考えておるわけではございません。

○和田(員)委員　第六条の計画確認の際に、調達された資金が本来の本業であるリース・クレジット業以外に回らないようにぜひとも厳重にチェックすべきであると思っております。今後ひとつその点は十分厳格に対処してもらいたいというように意見として申し上げておきたいと思っております。

そこで、この法律が投資家保護、将来的には今のよう大口投資家ではなくて小口投資家の保護になっていくわけではございますが、さりとて投資家保護だけではなくて、リース・クレジット業というのは、中小企業の皆さんに対するところのリース業あるいは直接消費者に対するところのカード業ということではございますので、せっかく保護を受けて、そしてこの法律の施行によりまして低率なコストの、しかも良質な資金を業界が受けるとするならば、それはやはりリース料の引き下げだとかあるいはクレジットの手数料の引き下げだとかというようなこと等々、サービスを充実して一般市民の方に、一般消費者の方に、中小企業の方に業界がぜひとも積極的に還元をさせていくべきであると思われ、また、そのような方向で通産省としては両業界を指導していくべきだ、こういうふうに思われるわけではございますが、見解をひとつお聞かせ願いたいと思っております。

○麻生政府委員　この法律がございまして、小口化によりまして本格的に資金が調達されるということになりますと、これまでの例を見ましても、従来の間接金融、借り入れに比べて資金コストが下がるということが十分期待できるわけであります。そのコストが下がったメリット、これは当然リース・クレジット利用者還元をされるというところが大事でございまして、手数料の引き下げとかあるいは種々のサービスの向上というような形で還元がなされるというのを期待しております。この産業は競争が非常に活発でございまして、コストが下がりますと競争を通じてこ

のような還元が進んでいくというふうに考えておりますが、私も申し上げておりましたが、このようなことが十分行われるように見ていきたいと考えております。

○和田(員)委員　冒頭申し上げたわけではございますが、リース・クレジット企業の多くは、大方は金融業を兼務しておる。そのために、リース産業、クレジット産業を所管する通産省、そして、それぞれの業界が金融部門をやっておりますので、その金融部門を所管する大蔵省、これが渡り合ってきた法律でありますので、この法律の随所に出てまいります「政令」という言葉あるいは「主務大臣」という言葉、そういうことで、仮にリース業あるいはクレジット業者が発行する債権であっても、片方は通産省の所管、片方は大蔵省の所管、こういうことになってせっかくの法律が、同じ法律によって投資家が統一された保護を受けられない、そういう問題が残されておるわけなんです。そうならないように、例えば、この法律で保護の一つになっておりますクーリングオフ、将来的には、ノーハウを十分に持つておるし、実績を持つておるという証券業者がこの小口販売をやるということになると、これはもう全くこの法律の適用を受けないで証券取引法の適用を受ける、こういうことになってまいります。と、このクーリングオフという投資家保護の一つは一体どうなるのかということについて大蔵省ひとつお答え願いたいと思っております。

○金子(義)政府委員　証券会社に関するお尋ねでございますが、法案の第七十一条におきましては、「銀行法その他のこの法律以外の法律の規定であつてこれにより特定債権等譲受業又は小口債権販売業の公正及び投資者の保護が確保されるもの」の適用を受ける者として政令で定めるもの」となっております。第三章及び小口債権販売業に関する第四章の規定を適用しないときとされており、具体的にどういう業種を適用除外とするのかにつきましては、政令で定められることになっております。今後関係省間で協議いたしまして、政

令を決める際にその辺を確定していくということになるかと思っておりますけれども、現在のところ、銀行のはか証券会社もその対象として一応想定されているのではないかとこのように思っております。

今の条文にもありますように、その適用除外の背景でございまして、その趣旨は、事業の公正それから投資家保護という観点でございまして、本法案と同等の規制が確保されるというようなものについては適用除外とするということかと思っております。御承知のとおり、証券会社は免許を受けて業務を行っております。本法案の適用除外としましては、不適格な業者が参入するとかそういうことは考えられませんが、本法案の目的とする、ただいま申しました事業の公正あるいは投資家の保護ということに問題を生ずることはなからうかと思っております。

ただ、御指摘のように、本法案には投資家保護の観点からいろいろな行為規制がかかっております。クーリングオフの問題もその一つでございまして。今後、実際に証券会社が小口債権販売業を行うことになる場合には、本法案の趣旨に沿いまして、本法と同等の行為規制を固める観点から、通産等その他で所要の指導を行うことを考えております。

証券会社は、証券法上大蔵大臣の監督下にございまして適正な業務運営を行っているところでありますけれども、今申しましたように、仮に小口債権販売業を行う場合には、そういう形で投資家保護上支障が生じないように十分配慮してまいりたいと考えております。

○和田(員)委員　別の質問をいたしたいと思うのでございますが、これは三月三十一日の日本経済新聞、トップ記事ですね、大蔵大臣の写真入りで「ノンバンクの監視強化」「業務改善命令」という記事が出ています。内容は、大蔵省が貸金業規制法を改正して、そして先ほど少しお話をいたしました、バブル経済の中で非常に資金稼ぎをしたノンバンク、バブル崩壊と同時に極めて

経営が悪化している、その経営悪化に対応して立入検査あるいは業務改善命令、これを貸金業規制法の改正の中に組み入れようということだということを書いておられるわけですね。そしてまた、そのことによって改善が進んだノンバンクだけに限定して、今禁止をしておりますいわゆるコマージナルペーパーの発行をひとつ許そう、許可を与えようというように、新しい資金調達のパイプが広がりますよというように、この業界を促しておられることが記事に載っております。

これは、あなたの方の立場としてはそうであるわけですが、これもどうやらこの法律の提出までに調整ができておらなかったように聞いておられるわけですが、今現在大蔵省としては、今私がお話いたしましたようなことについてどういうお考えであるか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○西村政府委員 貸金業を所管いたします大蔵省としての考え方を申し上げます。

ノンバンクの融資業務には、消費者向けの貸し付けを初めといたしまして各種のものがあられるわけですが、先般の金融緩和基調のもとで、事業者向け貸し付けを中心に金融機関の貸出金の伸びを大幅に上回っていわゆるノンバンクの融資業務が拡大いたしました。その結果、平成三年三月末におけるノンバンク全体の貸付金の残高は約九十八兆円、百兆円に近いものに達しております。これは都銀に次ぎまして地方銀行と肩を並べるものでございます。いわゆる信用金庫とか第二地銀よりも大きい規模となっておりますわけでございます。

こうしたノンバンクの融資業務の内容を見てまいりますと、不動産業や建設業向けの融資が大きな比重を占めておる。仮にこのような債権の保全に今後問題が生ずるということになりますと、ノンバンクの経営面に影響を与えるということが懸念されるわけでございます。また、別の側面をいたしまして、先般の金融不祥事におきましては、偽造預金証書を担保としてノンバンクから多額の

融資が引き出されるというような新しい事態も明らかになったわけでございます。このような点も世上関心を集めたところでございます。

このようなノンバンクの実態からいたしますと、ノンバンクの経営問題は単にノンバンク業界の問題にとどまらず、金融システムの安定及び健全な発展を図る上で見過ごすことのできないものとなっておりますわけでございます。昨年の国会におきます証券・金融不祥事の再発防止に関する決議におきまして、こうした認識を踏まえて御注意をいただいておりますわけでございます。私も行政当局といたしまして、このような決議を踏まえましてノンバンクの実態把握に努めているところでございますが、それとともに、今後業界団体による自主規制の活用を初め、何らかの指導体制の整備が必要であるのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、その具体的な方策ということになりますと、関係法律たる貸金業規制法の取り扱いは問題になってくるわけでございます。この法律の取り扱いにつきましては、本法がそもそも議員立法によって昭和五十八年に成立したものであるということ、また、昨年五月に議員立法によって改正をされているといういろいろな経緯がございます。私どもといたしましては、このようなこの法律をめぐる過去の経緯を踏まえまして、今後与野党間及び国会での御議論を十分踏まえた上で私どもとしても対処させていただきたい、このように考えているところでございます。

○和田(金)委員 商工委員会に出席して極めて遠慮的な発言でございましたが、これは遠慮せぬと言いたいと思う。

私は、時間もありませんから申し上げたいと思いますが、私の言いたいのは、大蔵は大蔵の所管がある、通産は通産という所管がある。この記事を見てみたら、国民一般が見たら、せっかく役に立つこの法律をつくらうとしておるのに、何か通産省と大蔵省がお互いに互い違い、まして大蔵委員会に所属する議員と商工委員会に所属する議員

が仲たがいをしておるというような、こういう印象を、やはり国民は見るわけですよ。私はそう思いませんよ。あなたの権限のものは、たとえ通産の所管であろうが、あなたは運輸省の所管であろうが、あなたの方の権限は権限として生かしていったらいいと思ふ。ただし、クレジット産業とかリース産業というものはこれは通産が所管をしておる。そうすると、その通産の所管をしておるクレジット・リース業の中で、先ほども質問したわけでございますが、あなたの方に関係のある兼業の部分、その部分はこの法律から外して、せっかくできる法律であるにもかかわらず、いやいやこの銀行法があるんだ、証券取引法があるんだ、貸金業の規制法があるんだ、生命保険や損保の場合も別だというようなことじゃ、私は何しておるのかわからぬというように思うわけですよ。したがって、これは大臣にぜひひとつお願いしたいのですが、大蔵大臣とけんかしたいやうなやなくて、私が今申し上げたように、せっかくこの法律ができた以上は、リース産業あるいはクレジット産業の投資家に対する保護あるいは新しい低コストの良質な資金を調達する道を公然と開くという法律でありますし、またそれを通じて、私が意見を申し上げたように、クレジットにかかわる消費者あるいはリースにかかわる中小企業、その方にサービスを積極的に進めさせていくというような法律でなくてはならない。そうならない以上は、この部分はこれは大蔵省任せや、この部分は政令によって、大蔵省所管によって規制してらうってこの法律の適用がないのだというやうなことで、これは法のもとに平等という原則に反するわけなんです。

だから、今私が申し上げておるやうに、やはりこれは大蔵省の所管の部分であっても、本法の精神によって、ひとつこの法律によって平等の投資家に対する保護の条件を与える、確保するということに努力してもらいたいと思ふ。また、ノンバンクについては大蔵省から今お話がありましたように、やはりいかに通産の所管といえども金

銭面についての問題があるわけですから、大蔵省のそういう検査というやうなものは受け入れるというやうなことできちっと調整をすることによって、投資家や消費者あるいは一つの法律に対する国民の目というのは安心できるというやうに思ふわけなんです。

そういうやうなことでございますので、今後この法律成立後、施行に当たりましては、ひとつ通産、大蔵は、主務大臣というの言葉が、あるいは政令でというの言葉が、近い将来この法律の改正によって統一化するやうにぜひとも努力をしてもらいたい、そして、この法の運営にひとつ当たってもらいたいというのを申し上げます。大臣の所見を述べていただいて質問を終わりたいと思ふ。

○渡部国務大臣 今いろいろ御心配をちょうだいいたしましたが大蔵省では通産省でも大蔵省でもなくて、投資家であり、消費者であり、この御審議をいただいております法律を成立させることによって健全な投資家保護が行われ、消費者保護が行われ、また中小企業を初めとする産業の育成、進展に役立っていくことであるから、今御心配のやうな役所の縄張りということによって国民の皆さんに迷惑をかけた、この法律が十分に生かされないというやうなことはあってはならないことでございますから、十分に両省協議の上、先生御心配のやうなことがないように、この法案が日本の経済発展のために、消費者保護のために、投資家活用のために活用されるやうにやっております。

○和田(金)委員 終わります。

○武蔵委員長 岡田利春君。

○岡田(利)委員 私は、本法の審議に入る前に、当面する景気動向について若干の質問をいたしたい、こう思います。

先般も、大臣の施政方針の質問の中でいろいろ所信を述べたわけでありまして、政府は既に緊急経済対策を先月末に決定をして、引き続き日銀の方も公定歩合の引き下げを行った。だが、そ

○渡部国務大臣　今先生の御質問、大変難しい問題でございますと同時に、また私どもが今当面しておる最大重要、緊急なこれは課題であります。

が漂つておった。その中で、残念ながらこれは率直に申し上げて昨年の暮れから一月にかけては政局が極めて不安定であつて、一月のころは今私がこうやつて通産大臣としておるかおられないかわからないぐらゐの不安定な状態もあつた。こういうものが総合した中で消費マインドを冷やしてしまひ今日、また産業のマインドを冷やしてしまひ今日のような残念な状態に移ってきたわけでありまふけれども、幸いにして政局も安定してまいりました。

家の皆さんで可能か不可能かとかいろいろなこと
が言われておりますが、私には可能か不可能かとい
うような考えは全くありません。通産大臣として
三・五％の成長を必ず実現させる、これが日本の
経済を担当する大臣の責任であり、また世界に
対する我が日本の責任である。そのためには今後
あらゆる政策を次から次に機動的に進めてまいり
て、御心配のないように三・五％の成長、つまり
内需主導によるところの景気、経済、そして国際

もしれない。そういう大きな警戒を拂ってこそ、カ月の我が国の經濟の運営を圖らねばならぬのではないのかな。最も重要な時期であります。したがって、状況が変化をすればそれに対して機動的に速やかに対応する。例えば、通産大臣の最も信頼している棚橋事務次官の場合も記者会員で具體的に述べているのでありますから、もし白社株の制限を、規制を取り除くとすれば商法の改正をしなければできないわけでしょう。これを

やったとしても、今の持ち合い株の株がもしずる放出されると、余りその政策は意味も持たないということになるわけでしょう。そういう点については、では一体どういう縛りをかけるかという問題も出てくるのではないのでしょうか。あるいはまた、場合によっては投資減税についても検討をしなければならぬかもしれない。そのくらの気持ちを持って、大臣は積極的に三・五％は達成する、国際公約の実質成長は達成します、こう言うが、せっかく信頼する次官の発言でありますから、これに対して直接大臣のコメントがないというのはいかぬものか、こう思うのですが、いかがでしょう。

○渡部国務大臣 私、説明がちょっと不十分でありましたのは、金融の問題、これは先生御心配の今の予測、これは私も共通の考え方を持って、これから企業が資金調達というものに苦勞する場面が出てくる、これに対処するためには、今、私のところの次官が話した自社株の問題もありますし、あるいはBIS規制の見直しの問題であるとか、いろいろこれから工夫をしていかなければならないと思います。

今御審議をお願いしておる法律もその一環と言えるかもしれません。産業界、企業の資金調達ということには、棚橋次官が発言せられた問題等を含めて、また財政投融資、幸いにこれは昨年の補正予算でも大幅にふやしてありますから、これは政府系金融機関等を通じて産業界の資金需要にこたえていくという、いろいろ今工夫を凝らして、今先生のおっしゃるとおりの心配、これは私も全く同様の心配をしておるので、ただ、私はそういう難局を、厳しい認識については同じですが、これを何とかクリアして打破していく、これが私どもの与えられた責任であるという旨で申し上げたわけですが、今お話しした投資減税とかこういう話、これは聞いたところによれば、何か次官はあのような話をしていないということでありましたけれども、率直に言って、私の

頭の中に全くないと言えはこれらうそになります。かといつて、この場で私が申し上げられることでもありませんし、私の気持ちをこれから党の皆さん方あるいは景気を心配し健全な経済政策をお持ちになっておる皆さん方からいろいろの議論が出てくると思いますが、そういう中で、二度繰り返すようになりませんが、私としては三・五％の成長は何が何でも実現させなければならぬ。それで、今後の経済の推移を見ながらそのために必要な施策は講じていくということではお許しをいただきたいと思っております。

また、楽観し過ぎるのじゃないかというお話であります。これは楽観はしております。非常にこれから厳しい場面が出てくるということは全く先生と同じ考えであります。ただ我が国には、きのうもOECDの事務総長が来ているいろいろな話を聞いていたのですが、一般的に今までの不況ということになれば、まずこれは失業あるいは倒産、レイオフというふうなことでありますけれども、今回の我が国の景気状態はそういうものとは違つて、残念ながら、主要企業、基幹産業の大部分が今生産を落とすおそれがあります。にもかかわらず在庫調整ができない状態、そして、先般の会社の営業報告の中で、ほとんどの主要企業が減益減収、中小企業も売り上げが鈍化しているという状態でありまして、これは景気について非常に心配はしなければなりませんけれども、私は日本の経済の将来に悲観的なものは持っておりません。これは、すぐれた国際競争力、そして一千兆を超すところの預貯金というものがこの国にあるわけでありまして、私は、政策誘導によつて必ずこの難局を打破して国際社会における責任、そして内需拡大によつて豊かな国民生活をつくり上げていくことができる潜在力を我が国は持つておるので、それが今残念ながら冷えておるわけでありまして、これを我々は確実に正確な政策を安定した政局の中で進めていけば突破できる、こういうことを申し上げたわけであ

ざいます。

○岡田(利)委員 我が国のすぐれた競争力と胸を張つて答弁されましたが、しかしきのうの発表になった九一年度の貿易統計では出超が八百八十三億ドルと、競争力はあつてもこれが歓迎される状況には国際経済は今日ないと思つておられます。

私は、そういう意味で、三・五％が国際公約で達成するとなれば、海外からの要請も強まってくることは当然であらうかと思つておられます。既に日米構造協議の点検会合においては日本は六兆円程度の補正を行つて経済のてこ入れをすべきであるという積極的な要請が行われて、今月末にはG7が開かれるわけでありまして、景気対策の問題、我が国の景気動向の問題について発言がなされることも今から予想されておるわけでありまして、い

わば国際的な経済協力をどう進めるかという問題で、場所はまさにワシントンであるということでありまして。そして七月にはサミットがドイツのミュンヘンで開かれる。いわばそういう意味から考えますと、国際的な要請、あるいはまた普通に使われておる言葉で言えれば外圧が強まってくることも覚悟しなければならぬと思つておられます。いや努力した結果三・五％程度であってもやむを得ないというのであればいいのであります。が、しかし、今年度経済は、三・五％は、質的に違つて申し上げなければなりません。いわば内需のみで三・五％の成長をするというのが当初の計画でありまして、これをやるとすれば、実勢ベースで大体内需だけで五％成長するという経済運営をしなければ達成できないのではないのでしょうか。まだげたの発表は行われておりませんが、いかにいふまでも、八以下、〇・五ぐらゐになるのでしょうか、そういう状況でありますから、従来の過去四年間の場合とは違つておられます。ですから、金融関係が言うならばスキャンダルで今非常に困難をしております、こういうことはかつて経験したことがないわけですね。したがつて、私は今の大臣の説明は決意を了とするものでありますけれども、一方において、ボ

トルネッタや、労賃が上がつたり資材費が高騰する、インフレ傾向が出る、物価が上がるといふようなことも抑えなければならぬわけでありまして、したがつて財政の出動についても考えなければ三・五％の実質成長は恐らく不可能であらう、残念ながら私はこう言わざるを得ないので、今まで大臣の答弁もございましたから具体的な答弁はできないでしようけれども、通産大臣として、経済運営は今年一年間何が何でも三・五％の成長に持つていくのだということだけは間違いないです。

○渡部国務大臣 これは、大臣というのは不自由なもので、思つておつても公式の場面で言えないこと言えることいろいろありますので、経済に対する認識はほぼ先生と私と今共通しておる考え方であると。

また、私は、通産産業大臣としてこれからアメリカにも、またヨーロッパにも行つてまいりますし、またCIS、旧ソ連でまいります。支援のための会合等も行つてまいります。国際社会、連日私のところへ外国の貿易大臣等がやつてまいります。ほとんどが、我が国の経済が世界の経済の牽引車になつてくれなければ困るという期待であります。そして我が国は世界のすべての国と平和な中で自由な交易をすることによつて今日の繁栄、あすの繁栄があるわけでありまして、この期待を裏切るようなことはできません。そういう総合した考えの中で、今後、今回の宮澤内閣が政府を挙げて取り組んだ景気対策というものはこれから着々と効果を見せていくというふうに私は考えておりますが、そういう事態の推移を見ながら、前提として三・五％の成長は達成させる、そのための政策はすべてに優先するという決意によつて、その後のことは御推察を賜りたいと思つております。

○岡田(利)委員 大蔵省来ておりますから、一問だけ伺つておきたいと思うのですが、言うなれば金融面の問題なのですが、銀行の資金調達、CD三カ月物で、十一月二十日には六・一〇、二月十

日には五・〇九、四月十三日には四・五七、こう下がっているわけであり、銀行の貸出金利の短期プライムレートの場合は、十一月二十日で六・六二五、二月十日で五・八七五、そして今度決めたのが五・二五、こういう金利水準になっているわけだ。この落差を比較しますと、確かに十一月の場合には〇・五二五、二月十日の場合には〇・八六と拡大をしたわけですね。今回の場合はどうかというと、〇・六八の落差になっておるのであります。十一月二十日に比べると、これでも言うなれば銀行の利ざやの留保が十一月に比べては大きい、今せっかくこういう法律案を審議しておるわけであり、そういう意味ではこれは適正なものなのか、もう一段と努力されなければならぬものなのか、せっかく大幅な公定歩合引き下げを行われたわけですから、この機会に大蔵省としてどのような見解を持っておられるか、承っておきたいと思つておる。

○西村政府委員 銀行の貸出金利が公定歩合等に連動してきちんと下がっているのかという問題についてはいろいろ御指摘を受けておるところでございます。私どもとしても、せっかくのいろいろな努力がなされておる中でございますので、そういう努力が貸出金利に反映されるように努力をしておるところでございます。

現在のところ、いろいろな指標を見ますと、多少のタイムラグとかあるいは、例えば中小金融機関の場合には、上がる時にもおくれ、下がる時にもおくれ、上がるときにもおくれ、下がる時にもおくれという問題もございまして、全般として見ますと貸出金利は全般的な金利動向に追随してはいる、あるいは場合によっては先行してはいる場合もあるというふうな理解をしておるところでございます。

○岡田(利)委員 法案の中身に入りますけれども、その前に一つ。いおば本法案はリース・クレジット債権流動化法案と、俗にそういう形でも呼ばれてまいったわけであり、この法案を構想するに当たって、

制度を構想するに当たって、通産省は長い時間かけておるわけですね。そして最終的に大蔵省といわば調整をして本法案が提出をされたということに相なっているわけですね。

そこで、これから両省が共管をするわけであり、それから、そういう意味で一番お聞きしておきたいわけですが、大蔵省と通産省の間に随分時間をかけて調整作業が進められたと聞いておりますけれども、通産省と大蔵省のスタンスの違いは、主張の違いというものは一体際立って何であったのか、そして、それがどう調整をされたのか、今後の法案の運営の上にも参考になりますので何とおきたいと思つておる、通産省どうですか。

○麻生政府委員 この法律が対象としたしております債権小口化商品でございますけれども、これは非常に新しいものでございまして、ここから出ておきますような新しい法的枠組みをつくらなければいけないということになるわけでございます。その意味で当然のことでございますけれども、政府部内で非常にいろいろな角度から幅広い検討を行ってきたところでございます。大蔵省との間におきまして、そういうようなこととございまして、いろいろな議論を行ってきたところでございますけれども、この商品の販売につきましてやはり投資家保護が必要であるという共通の認識をまず築きまして、具体的な法的措置のあり方をどうすべきかということと議論をやってまいりましたわけでございます。その結果、結局この投資家保護の観点から特定事業者あるいは特定の債権の譲受業者あるいは販売業者というものを一体的に規制をするということが適当であろうというふうになりました。またその際、この監督のあり方につきましても、金融商品類似というふうなこともございまして、金融商品類似というふうなこともございまして、金融商品類似というふうなことは販売業者につきましても、譲受業者あるいは大臣と共同して当たるということになったわけでございます。そのようなこととございまして、いろいろな議論をやりましたけれども、このような結論になっておるということでございます。

○岡田(利)委員 聞いても余りびんとこない説明でありますけれども、やはり通産省の基本的な姿勢というものは、規制の必要の有無にかかわらず広く一般的に規制を適用する過剰規制の懸念というものをやはり感ぜざるを得ないという考え方があったのではないのでしょうか。規制が必要であるというならば、その産業や商品を所管してきた例えは通産省が実情に即応して規制を準備することが常識なんだ、これが基本的な考え方ということが基本にあったのではないかと申すわけですね。大蔵省は、そういう意味で今後の有価証券の対象事業の追加などについてさらに協議をするという点をつけて、最終的にこの問題について決着がついたと私は承知をいたしておるわけですね。そういう理解でいいのでしょうか。そういう考え方が通った、だから小口債権のこの方式は一般的に認知をされた、債権と商品を持っている省が大体原則的にできるということが認知をされたというぐあい、積極的に評価をしていいのかどうか、通産省はどう思われますか。

○麻生政府委員 現在このような新しい商品が当然消費者のいろいろな消費意識の変化あるいは投資家の投資嗜好の変化に従ってできてまいるといふことであらうと思つて、その場合には、その実態に合った形でいろいろな形の投資家保護のための対策が打たれるということであらうと思つておる。したがって、この法案はリース・クレジットという債権あるいは事業の実態に即応してできておるということとございまして、さらに新しい事態が生じてくればまた新しい事態に即応して考えなければいけないと考えております。

○岡田(利)委員 先ほどの質問のやりとりを聞いておいて、投資家保護ということが非常に強調されておるわけですね。非常に結構なことだと思つておる。ただ問題は、この法律の商品は、基本的に元本保証商品ではないのだということがまず前面にはつきり打ち出されて説明されなければならぬ、私は思ふのであります。したがって、債権が

無価値になった場合に備えて、リース・クレジット会社や外部機関の支払いの保証を債権にあらかじめつけておく、そして返済原資の不足をできるだけ防ぐのだ、こういう安全装置をかけるということとでこの法の体系ができておるわけですね。

したがって説明の仕方がやはり、本法案の場合には、この債権商品は基本的に元本保証ではなくて、しかしそれに近づけるためにこういう保証措置をしてはいるのだという適切な説明の方がびんとくるのじゃないかと思つておる、さっきのやりとりを聞いてどうもそんな感じがしたので、私のこの理解についていかがでしょうか。

○麻生政府委員 御指摘のとおりでございます。この商品は、もとになつておりますがリース料あるいはクレジット料でございます。したがって、リースなりクレジットの利用者の状況によりましては、一部が支払われない、滞納する、というようなことがあるわけでございます。ですから、この商品自体といたしましては、完全な元本あるいはその利回りというものを保証するものではございません。しかしながら、本法におきましては、そのような性格を持ちますものですが、できるだけリスクを軽減する、ということが必要であるということ、リスクの軽減措置を、銀行保証なりあるいは別のやり方あるいは専門的に行うということとございまして、その意味で内容が非常に充実するということとございまして、当然実際の投資家には、そのような措置がどういう形でとられておるかということも十分承知をしてもらおうということと買ってもらおうということが必要であると考えております。

○岡田(利)委員 この法律案を読みますと、率直に感じますのは、譲受業者の場合なんです、本来は返済用の原資、いわゆるリース・クレジット債権でありますけれども、この債権は他に転売することでもできるという構造にはなっていますね、この法律は、そう理解するのが当然ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○麻生政府委員 この小口化された商品でござい
ますが、これは新しい商品でございまして、今申
しましたような保証の仕組みもデフォルトとの関
連で組み立てられていくという意味で複雑でござ
います。したがって、一般の投資家はなじみ
がないという状況でございまして、この知識が十分
普及するということが非常に大切でございまして
て、そのようなことがない間に投資家の間を転々
流通する、十分知識のない者同士で売り買いする
ということになりますと、それはそれでいろいろ
問題を生じるのではないかと、いろいろ考えてお
ります。

したがって、当面は、そのような一般の理
解の深まりが十分でない間は、実際の販売業者の
買い取りを中心とした流通をやっていくというこ
とで指導をしていきたいと考えております。将来
につきましては、一般の投資家の理解が十分深
まったということを確認しながら、適切な見直し
をやってまいりたいと考えております次第でござい
ます。

○岡田(利)委員 今説明がありましたように、本
法の施行に当たっては、やはり当分の間というの
は、行政側として慎重な上にも慎重な運用が必要
だということを意味しているし、そういう留意を
しながら運用しなければならぬと判断されるわ
けであります。

そこで、投資家保護という問題、そして小口債
権販売実績、不測の事態への対応、いずれにして
も、金融自由化や規制の緩和というものが今日の
金融界の常識になっておるわけでありまして、国
際化の傾向をより一層強めていくと思うわけで
す。ですから、基本的には、投資家についての自己
責任の原則というものは、これはやはり不動のも
のではなからうか、こう思います。ある程度実績
を積んだ段階からは、地方民間当事者の自主性にこ
れは任せていく、それを尊重していくという心構
えが、本法施行に当たっては慎重に対応するが、
そういう原則をきちんと持って、中長期的にはこ
ういう方法を目指す、こういう姿勢が最も妥当性

を持つておるものだ、こう思うのですが、いかが
でしょうか。

○麻生政府委員 このような商品の購入に当たり
まして、投資家が自己責任を持つということは一
番基本でございまして。ただ、自己責任を持つて
買っていただくわけでありまして、その際に、商
品の内容、どのような性格であり、どのような対
策がとられて、どのようなリスクを持つておるの
かというようなことを十分承知して買っていただ
くということが必要でございまして、本法にお
きましては、そのような安全措置及び必要な情報
の開示を規定いたしておるわけでございまして。

将来の方向といたしましては、投資家の知識が
増し、またいろいろな形で制度が成熟するとい
うことになってまいりました場合には、販売単位あ
るいは流通面におきまして、ますます自己責任の
範囲を広げていくという方向で運用してまいら
うと考えてございまして。

○岡田(利)委員 先ほどの通産省の答弁でも、投
資家に対して情報を開示する、ディスクロー
ジャーというのですか、情報開示を積極的に行
うのだという説明がなされておるわけです。当然で
あらうかと私も思います。問題は、投資家の投資
判断に資するためのそういう積極的な努力、具体
的にどういう内容、どういった情報が提示される
のかということが問題であります。例えば、過去
の債務の不履行の発生状況のデータ、先ほども議
論として出ておりましたけれども、デフォルト率
の発表など、企業の秘密に関する問題にも触れな
ければならないのではないのでしょうか。いわばプ
ライバシー等の問題はございまして、それを
除いてはできるだけ幅広く情報は積極的に提示
をするというところに本法の意義が非常にあるの
だと私は思うのです。そういう意味で、これら
の問題についての具体的な見解をお聞きいたした
いと思っております。

○麻生政府委員 投資家に対する情報開示につ
きましては、契約が成立する前におきましては、こ
の法律の五十七条におきまして、契約の概要を記
載した書面をちゃんと交付するのだということ
でございまして。また、契約の成立のときにおきま
しては、これは五十八条に規定されておるわけで
ございまして、小口化債権の内容、どのような種
類の債権であり、また、償還あるいは利回りとい
うようなものがどうなっておるかということでご
ざいます。また特定債権の内容、つまりその背
景、ベースとなっておりますリース・クレジット
債権の内容がどのような種類のものであるかとい
うことも明示をいたします。さらに、そのような
特定債権の内容に対応いたしまして、リスク補て
んがどのような形、内容のものでとられておるか
ということ、さらに、具体的なこの支払いの責任
を持しますのは特定債権の譲受業者でございま
すから、そのような譲受業者がどのようなものであ
るかということにつきましても、具体的に書面、
契約の中で明らかにいたしまして、それをまた書
面として交付するというやり方をとる予定にいた
しております。

と私は思うのです。だがしかし、この調査機関が
リース・クレジット界の何か協会のような形、そ
ういう構成でつくられるとすれば、いかかなものか
という感じがするわけです。私は、そういう危険
性を非常に感ずるのであります。

したがって、指定調査機関についてどうい
う構想をお持ちなのか。そしてこの機能はいつごろ
せるのか。いずれ、やはりこの調査機関というも
のは通産大臣の持っている許可の権限を、計画の
認可の権限を事務的にカバーするというところで
きちんとやるんだと思うのです。この点は十分に
説明がないと思うのですが、いかがでしょうか。

○麻生政府委員 この指定調査機関は、国の方
が行いますリース・クレジットのデフォルトある
いはその債権の内容、リスク補てん措置、これを国
がチェックするという段階あるいは特定事業者の
事業の内容あるいは財産の内容というように、こと
をチェックする段階におきまして非常に専門的な
会計、税法、会社法等々の知識が必要になってま
いますから、そのような専門的な知見につつま
して、もちろん通産省でもやるわけでございます
が、民間の力を法律的に使ってやっていく、そ
して通産省なり国の力を補完していくという趣
旨で設けておるものでございまして。

したがって、この調査機関は専門的な水準
が非常に高いということに加えて、ここでは
いろいろな、本来国が扱いますようなデータも扱
うということになりますから、非常に公正であ
り、また秘密保持が厳重に守られるということが
必要でございまして。その意味で、特定の業界のた
めの機関というように決まってしまうわけではな
いと思っております。

したがって、機関の性格といたしまして
は、民法上の公益法人を考えておるわけでござい
まして、具体的には人的構成あるいは財政的な基
礎を見ながら、既存機関の活用を含めて検討して
まいりたいと考えている次第でございまして。

○岡田(利)委員 時間がありませぬから最後に通
産大臣にお伺いしてまいりますが、先ほどの質問

でも、我が国の今のリース業界やクレジット業界の実態について質問があり、大蔵、通産からもそれぞれ答弁があったわけであり。私も現状認識のために私なりに調べてみたわけですが、これはひどい状態にあるなあと。しかも扱う金額は急速に倍々ゲームで膨れ上がってきている。こうなるとますます、貸金業法の適用を受けさせるとかという以前に、もちろん業界自体も自主的に方針を出しているようでありすけれども、自主的なルールというものをきちっとつくる、そのくらの姿勢がなくてはとてまじやないけれども多くの国民の信頼を得ることは私はできないと思うのです。そして国会では、これに貸金業法の適用をさせるかどうかという問題は、新たに議員だの各党間でいろいろ議論することはその中で話を進めればいんだと思うのです。

だが、どうもそういう意味で、今もう不良債権の整理といいますがこのやりくりに追われて、とてもじゃないけれどもそこまで積極性が見られない、残念ながら私はそういう感じがするのであります。やはり自分たちが自主的にこういうルールでやるといふことを積極的に示してみせるということが信頼感を得る最大の道だとまず思っています。その点について、所管の通産大臣の見解をひとつ最後に承っておきたいと思ひます。

○渡部国務大臣 おっしゃるとおり大変大事なことで私もそう思っております。ただ、本法制定は、これも私はたしか党の商工部会長、この商工委員会で仕事をしておいた当時は三千億から六千億になったというように記憶しておりますけれども、それから十余年たちまして、今先生おっしゃるようにはこれは大変な膨大な金額になったということは、それなりに社会的な必要性があり、経済的に貢献してき、こゝまで伸びてきたわけでありすから、これについて何にも法律がなかった、こういうのはなくてこゝまで伸びてきたのも結構なことでありすけれども、事ここまで来れば、特に、残念ながら多重債務の問題とかいろいろ不祥事件の心配等もありすから、やはり

それなりの法の規制というものは必要な時期に至ったということで今回御審議をお願いしておるわけでありす。同時に、先生おっしゃるような業界の皆さん方のモラル、自主的な努力、これが大変重要であると考えております。

○岡田利委員 終わりますが、時間がなくて最後に要請だけしておきますが、クレジット業界の場合も個人破産が激増しつつあるわけですね。統計では二万三千人ぐらいい九一年に出ておりますけれども、しかし専門家の調査によると、もう百万人時代、予備軍を含めると、二百万から三百万人の個人破産の予備軍がある、若者がふえている、こういう生々しいレポートも出されておるわけですね。したがって、クレジット業界のこういう多重貸し付けの問題についても速やかに自主的な改善を図るべきだというのが私の見解でありますので、この点、そういう指導を、サジェスチョンを与えて対応できますようにお願いを申し上げて、終わります。以上です。

○武藤委員長 この際、暫時休憩いたします。
午後零時二十八分休憩

午後一時四十分開議
休憩前に引き続き会議を開きます。
○武藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。渡部一郎君。
○渡部(一)委員 私は、特定債権等に係る事業の規制に関する法律案につきましてお尋ねをさせていただきます。

この法案の内容は、特定事業者に対してのみ新しい資金調達方法を用意する形になっているわけでありす。こうしたことがどうして必要なのか、その一番基礎的な部分からお尋ねしたいと思ひます。

特に、こうした問題につきましては、従来、出資法を改正することによりまして社債、CPの発行を認める方が素直な施策ではないかというふう

に考えられるわけでありす。この法案で言う特定債権についてのみこうしたやり方を適用するということがなぜ適当か、これは議論のあるところと存じます。通産省及び大蔵省の適切な御答弁をお願いしたいと思います。

○麻生政府委員 この法案の背景でございますが、リース・クレジット産業、これは御承知のとおり、非常にたくさんのお金を要する資金多利用型産業とでもいふべきものでございます。この多額の資金は、現在専ら銀行その他の金融機関からの借り入れに依存をいたしているわけでございます。主要リース会社は平均しますと九八%まで、クレジットも九二%まで借り入れに依存をしておるといふ状況でございます。

今後の産業資金の需給の動向を展望いたしますと、金融の自由化が一層進展しておりますが、一方でまたBIS規制も行われておるといふことでございまして、金融機関の収益性の重視の姿勢が強まると思ひます。また、BIS規制の関係上貸し出しを抑制するということも必要になってくるというふうな状況になっております。その意味で、全般といたしまして資金の需給逼迫が予想されるわけでございますが、こういう中でリース・クレジット産業としては、新しい資金調達の方法も何とか探っていくかなければいけないという状況に至っております。

その場合に、資金調達の多様化を進めるといふ場合に、御指摘のございましたように、社債あるいはCPということも非常に重要な手段でございます。ただ、社債の場合には、これは会社の信用をもとにする資金調達でございます。主として現在は商法によりまして純資産によりまして一定の額に制約をされておるといふことでございまして、このような会社はどのような財務諸表から見ますと非常に借入れが多いというところで、社債に大きく期待はできないというところでございす。また、CPでございますが、CPは、もちろん本来の性格が短期の資金調達の手段でございます。短期的な資金の需給過不足に対応するといふ調達方法でございます。

今回のこの債権流動化によりまして小口販売のやり方でございますが、これは、このような二つの方法と違ひまして、いわばその債権でありすリース・クレジットの利用者の力、信用力というものが基本的にはベースになりまして、それをもとに、会社の信用力とは一応切り離した形で譲渡することによって資金調達ができる、しかもこれは相当長期の資金調達をやったと同じ効果を持つというところでございす。ですから、資金調達の多様化という点から見ました場合に、社債、CPももちろん重要でございますが、この今回の小口商品という形も、別の意味で非常に重要な多様化の手段であるというふうにお考えおる次第でございます。

○渡部(一)委員 大蔵省の方にお尋ねしたいと存じます。

○杉本説明員 答えたいいたします。
先生の御質問の趣旨は、こういったノンバンクの社債、CPの発行問題かと存じます。

貸金業者が貸付資金調達のための社債発行を行いますことにつきましては、御指摘がございましたように、出資法二条一項及び二条三項の規定がございまして、貸金業者が貸付資金調達のための社債発行を行うことは禁止されております。

この規定の趣旨でございますが、これは、貸金業者が社債の発行により不特定かつ多数の者から貸付資金を受け入れることになりまして、その業務自体が金融機関的な性格を帯びまして、信用秩序の維持の観点からの問題を生ずるというところもございまして禁止しているものと考えております。

また、貸金業者がCPを発行することにつきましては、実質的にはCPは短期社債と同等の経済的性質を有しているということから、出資法の趣旨にかんがみまして、現状においてはこれは認められておりません。

ノンバンクが国民生活や産業社会における多様なニーズにこたえていくために、かねてより、短期の資金調達手段としてのCP発行、長期の資金

○麻生政府委員 リース・クレジット産業は非常に多額の資金を使いながら事業をいたしておるわけでございます、そのようなベースには、会社

具体的に申しますならば、原債権の評価というものが十分にこれは大事な問題になるわけでありまして、小口化がされた債権とは申しまして、その債権の魅力というのは、取引当事者間同士

わけでございます。さらに三番目に、そのようなデフォルト率を前提に、そのような事態が将来起こった場合にはどのような保証措置がとられておるか、一番多く用いられるのは銀行保証というふ

私はちよつとうるさく申しますが、そういたしますと、通産省はこのような事前審査権を持つ以上、その審査の内容が妥当であつたかどうかについて民事的な紛争の場合に常に法廷に呼び出され

と先ほどの麻生さんのお答えが明瞭で、たいまじり、事故の発生しないというところだけ十分保証いたしますというふうに言うのか。大体この辺でもうけは何％程度だよ、例えば七％なら七％はいつも保証するよ、下へ下がっても五％以下にはならぬよ、そのかわり上にいっても九％にはならぬよというような言い方で言うのか。どっちを指す審査なのでございますか。

○麻生政府委員 この小口化商品の基礎となっております債権のデフォルトルート率に対応したリスクの補てん措置を言うわけでございまして、どういうような補てん措置がデフォルトが発生した場合にとられる仕組みになっておるといふことを言うわけであります。

さらに、それを前提といたしまして、これを買ったた何％ぐらいになるかならぬかというところ、これはまさに発行する側がそのときの市場の状況と見ながら決めていくということにな

市街のお湯を見ながら浴びてゐるわけでございまして、その発行の利回り、実績の利回りの水準等々について、通産省の方でこの審査によつて保証するというような性格のものではございません。

○渡部(一)委員　そうしますと、原債権団に結果として想定、あるいは審査時に想定される以上の破綻があらつた場合、譲受業者の経営というのは破綻する、あるいは投資家に対して打撃を与えるというおそれがあるわけでございますが、その投資家をどういう形でその危険から保護するおつもりですか。

○麻生政府委員　譲受業者の問題でございます。が、これはこの譲受業者のところの経営がおかしくなりますと、支払いが行われないというおそれが出てまゐるといふことでございます。その意味で、非常にしっかりと会社でなければ困るといふことはございしますものですから、この法律でいふいわゆる許可制をとつておりまして、人的あるいは資金的には金融とエックスする、という形にしては

は資本的基礎を十分に築くという形に決まっています。また、この会社がこの譲受事業のほかいろいろな手を出すということによってこの会社が

おかしくなるということも避けなければいけない
ということがございますから、兼業につきましても
もチェックをいたす、制限をするということござ
います。さらに、一時的に入ってまいりました
リース料、これがこの会社で滞留するという場合
に、その運用の仕方につきましても非常に安全な
形でしておかなければいかぬということがござい
ますから、その運用の仕方についても一定の制限
を加えて、この会社の安全性を確保していこうと
いうことでございます。

○渡部(一)委員 小口債権販売業者が小口債権の
販売に当たって情報を公開しなければならぬ
し、その情報の公開が通産省の審査にだけ公開さ
れていて、業界の中で公開されないということ
だったら問題だと思いますから、その公開基準を
述べていただきたい。

○麻生政府委員 販売に当たりまして、情報公
開、その中身でございますが、一つは、小口化商
品、これらの販売単位、それから利回り、満期の期
日といった販売する債権そのものの内容でござい
ます。それから二番目に、今度はその基礎となっ
ております、組み入れております債権、これにつ
きましてはその種類、それからその種類に对应い
たします過去のデフォルト率ということございま
す。それからまた三番目には、特定債権の譲受
業者、これにつきましても先ほど申しましたよう
に非常に重要でございますから、どのような業者
であるかということにつきましてその概要を示す
ということでございます。さらに四番目に、特定
債権のデフォルトになった場合の保証措置、銀行
保証等のリスク補てん措置がとられるわけでござ
います。それは具体的にどのような内容になっ
ておるかということでございます。このような点
を開示をするということでございます。

○渡部(一)委員 通産省の審査の補佐をするべき
指定調査機関の運営というのは容易でないと思わ
れますが、これはどういうものを育成されるおつ
もりなのか。また、それは将来において債権の格
付機関として養成すべきものではないかと私は思

うわけでありまして。といいますのは、証券の場合
も社債の発行の場合におきましても、権威ある世
界的機関から格付について随時格付内容をその会
社の責任において発表していかなければならぬ、非常
にスピーディーに、かつ公的機関が訴訟その他の
煩わしさから免れつつ、しかも住民に対しては的確
な情報を提供することができるといふ意味で参
考にすべきものではなからうかと私は思うわけ
であります。その意味で、この指定調査機関をがん
じがらに通産省流に指導して抱え込んだとした
ら、通産省の機構が大きくなっただけであって何
にも意味はないし、かえって正確さを期する余り
にスピードがおくれたりすることでもあらうか
ら、こうした機関は今どういう形で使うのかを伺
うとともに、将来は債権の格付機関というよう
なものを考えられたらどうかと思いますが、その点
いかがでしょうか。

○麻生政府委員 この指定調査機関でございます
が、国が行います今問題になりましたような届け
出の審査あるいは六条の「確認」というようなこ
とを行います場合に、非常に高度な会計あるいは
税務、商法の知識が必要になってくるという意味
で、この専門的な知識、知見を民間の方から、民
間のものを活用しながら国の仕事をやっていく
というために設けておるものでございます。した
がいまして、この指定調査機関でございますが、
非常に高度の専門的な知識が必要であると同時に
に、仕事の内容が国の仕事の補完をするというこ
とになりますものから、非常に公正でなければ
いけませんし、また、ここでの情報もきちっと
保護されておるということが必要でございます。
その意味で、現在指定する機関といたしましては
公益法人を念頭に置いておるわけでございまし
て、公益法人、既存のものも含めましてその活用
を検討してまいりたいと思っておるわけでござい
ます。

とが投資家の投資行動の非常に重要な判断材料を
提供しておるということでございます。残念ながら
我が国の場合には、格付機関は存在いたしてお
りませんが、まだ歴史が浅く、また対象も社
債あるいはCP市場を中心をやっておるというこ
とでございまして、この債権の小口化商品のよう
なものについては全く実績がないという状況でござ
います。

将来の問題でございますが、日本の金融市場は
もちろんでございますけれども、このような小口
化商品の発展を考えると、やはり投資家にしっ
かりした判断基準を提供いたします格付機関とい
うのは非常に大事でございますし、その発展が望
ましいというふうに考えております。

この指定調査機関が直ちに格付機関になるかど
うかということにつきましては、この指定機関の
いろいろな今後の能力との関係もあるかと思
いますが、いずれにしましても、この指定機関がい
ろいろ訓練を積むということは非常に重要な知見
が、格付機関として必要な知見がここに蓄積され
るということでございます。それから、今先生
が御指摘になったことも非常に重要な将来の方向
性ということを考えながらこの指定機関の運用を
してまいりたいと考えます。

○渡部(一)委員 非常に問題がたぐさんあります
ので、私はだんだん困ってきまして、私の質問
の中にちょっとおさまり切らなくなつてまいりま
したので、委員長、また後ほど、政府側も御研究
をされる雰囲気ですから、時間をまた拝借でき
るかとおりがたいと思ひますし、理事会でお計らい
いただけるかと存じます。

○武蔵委員長 理事会で相談いたします。
○渡部(一)委員 では、あと簡単なものだけ
少々。

業者も販売仲介業者も投資家も全部同じ会社でも
いい、つまり右手と左手の売買でもいいというこ
とを現実には承ったわけなんですね。甚だ不安な
のであります。つまり、右手と左手と売買してい
るのだったら、ある意味では悪い債権をこちに
抱かせるためのテクニクを前の二者が弄して
こっちへ渡すこともできる。ある意味で今度は特
定のいい債権を、損するぞという名目のもとに投
資家に譲り渡すことも可能である。そうすると、
この商売というのはいまがあまり過ぎる。つま
り、公開入札とかお互い手を振って売り買いす
るのでもない、相対商売の見本みたいなのが二
階、三段階続いておる。そうすると、これはひど
く不適切な業界が発生するのではないかと。まるで
徳川時代の商売みたいな感じがする。これにつ
いては、今までも何回もお尋ねしてみたのですが、
明快でありません。この辺をどうお考えになる
か、一応ただいま現在の御返事をいただいております
たいと私は思うのです。

○麻生政府委員 この法律では、今御指摘のござ
いました特定事業者それから譲受業者、販売業者
それぞれにつきまして一定の規制を課しております。
それによりまして、御指摘のような事態が生
じないようにしようということでございます。つ
まり、特定事業者の方からまいりますと、譲受業
者へ債権の譲渡をいたすという場合には、先ほど
ございましたように、三条の規定によりまして譲
受計画の届け出あるいは通産大臣のチェックとい
うこととなります。また、譲受業者の方は、これ
は通産大臣あるいは大蔵大臣の許可制でございま
して、人的あるいは資本的に不適格者を排除し
て、また、業務の運営につきましても適正を図る
ためのいろいろな規定が設けられておるというこ
とでございます。さらに、最終的には、販売業者
に対しまして、先ほど申しましたように、投資家
に対しまして情報開示を義務づけておるというこ
とでございます。

このように、特定事業者段階、譲受業者段階、
販売業者段階、これにつきましてのおの規制を

課しておりまして、これによりまして、御指摘の
ような、共謀して質のよくない債権を販売する
というようなことが十分防げるようにしなければ
いけないということである。このような法律をつくり、今
のような規制をしておるといふことでございま
す。

○渡部(一)委員 では、これは次回にもう一回御
答弁をいただきたいと思うのです。というの、
規制を一つ一つの会社に加えれば全部会社のビ
ヘーピアは立派になるというの、私は錯覚だ
と思う。それは、ソ連国家で高度管理社会をつく
てみて結局成功しなかったと同じことでしょう。

一番いいのは何か。競争なんですね。競争こそ最
良の行政指導である。したがって、競争会社が何
社もあって、あそこところは変にもうかり過ぎ
るぞというので、どっと各社集まってくる。そう
すると、もうけているわけにはいなくなる。あ
そこは特別変なのを売ったぞ、お客はどっとい
なくなる。それこそ最良の選択である。したが
って、いかなる省庁がにらむよりも厳格な規制とい
うのが実際の発生する。そっちの方へ移さなけ
ればいけないのに、まるっきり変な管理を次から
次に上へ乗けてきて縛りつけてうまくいくとい
うのは錯覚じゃないのかという感じがするわけ
です。

現にこれが動いているわけではないから、私の
感覚をもって申し上げるが、私の政治経歴の中
でも、この種の管理会社をたくさんつくったものは
失敗した例だらけなんです。ですから、こういう
ものについてはもう一回、管理をするだけではな
くて、競争ができるように、入札ができるよう
に、そしてほかの会社もその取引に顔を出せるよ
うに、売り買いのときに売り手も買い手もたくさ
ん集まって売り買いができるようにしてもらいた
いと私は思うのですが、いかがでしょうか。

これはきょうは御答弁が要りません。というの
は、既にいろいろのことを申しましたから、御判
断の内容が大分変わっているの、先ほどからわか
りますから、そして物すごくまじめに取り組んで

おられるのもわかりますし、このテーマは、法案
の内容を修正しなくてもできることだと私は思
います。ですから、私はその意味で、対応策を考
えていただけたらとありがたいのではないかと存じま
す。よろしくございいますか。審議官、いかがで
すか。

○麻生政府委員 私どももいたしましては、今先
生が御指摘になりましたような事態、これを放置
いたしますと問題を起しかねないということ
で、この法律によりまして三者の関係を厳密に規
制をするということと考えてきたわけでございま
す。

法律でございいますから、その運用の仕方により
ましてはいろいろな結果が出てくるわけでござい
ますが、運用に当たりましては、御指摘の点を十
分踏まえましてやっていくということをお願いし
させていただきます。と思ひます。

○渡部(一)委員 では次回に、この件はもう一回
議論させていただきますと存じます。

これほど私が本日、クレジット・リース関係の
会社に対して厳格に今申ししておりますのは、クレ
ジット会社、リース会社の各社の不良債権の発生
状況が異常化しつつあるということが新聞報道、
マスコミ報道その他大変多く報道されているか
らであります。

例えば、信用販売、クレジットと消費者金融、
ローンを含めた消費者信用の合計金額は、十年
間に毎年平均一・六％という高い伸びを示し、
八九年には五十七兆円に達し、GNPの一四％
に達した。これは、国民一人当たりの家計可処分
所得に占める割合で見ると二〇％を超える。特に
クレジットカードは、六〇年の初めに日本に登場
したわけでありまして、九〇年三月末現在で一億
六千六百二十二枚が発行され、成人一人当たり一
・八枚所持、多い人は二十枚とか三十枚とかある
のですから、物すごい数である。しかも、それに
よる借金の金額はどれぐらいあるか、もうとても
計算も何かも不可能なでございまして、自己破産
の金額は、自然人の自己破産受理件数の推移を司

法統計年報から引っこ抜いてまいりましたが、六
十二年に九千七百七十四件、六十三年九千四百十
五件、元年で九千九百九十件、二年に一万一千二百
七十三件、平成三年には二万三千二百八十七件、
物すごい急上昇ぶりでございますね。しかも、そ
のうちの二、三割、多いところでは四割というの
が若年者であります。二十前後の方。

これが手元にちょっとあつたので持ってきたま
し、小さな新聞ですが、「ショッピングカード
のはずが圧倒的に現ナマ貸出しに」「第二のサラ
金バニックス到来」「野放しの無軌道融資」「誰がし
たこのカード地獄」などとかでかき書いてあり
ますね。

こうしたものに対する処理が一方で行われない
で、リース・クレジット会社の債権を小口
に分譲して売り渡そうという話からみると、ど
ういう印象を国民は持つか。泥棒に対して取り締
まりをしないでおいて泥棒の就職先だけを先に決
めてあげたかのごとき、ごときですよ、同じだと
言っているんじゃないやしません。この例は余り適切
ではないかもしれませんが、嫌な印象を国民は
持つ。何だ、国民の若い層に打撃を与えてお
いてろくろく処理もしないでいて一体何だ、そ
うしておいて小口債権の販売だけを通産省は夢中
になつておるの、どういふわけだ、どうやら大蔵
省も付き添っているそうではないか、警察もそれ
を黙認しているのか、国会議員というのはたまた
まこの間からおかしいと思つていたけれども、こ
んなことまでやっておるのか、こういう感情の中
にこの法案は審議されることになってしまふ。だ
から私は、これに対して、この法案の審査に対し
て、これらのクレジットローンあるいはサラ金等
の各社の不良債権の発生状況、処理状況はどう
なつていくか、それをどう処理しようとしてお
られるのか、通産省と大蔵省と警察からお伺い
したいのであります。

特にこれに足しておきますのは、後で質問す
るつもりでしたが、もう一緒に言つてしま
いますが、最近の説売テレビの放送によりまして、

香港における偽造カード、カードを偽造して日本
へ持ってくる、一枚百五十万とかで売られてお
る、それを持って四人組でやってくる、日本で高
額商品を買って、それを売り飛ばして現金だけ
持って帰る、甚だもうかっているという報道が行
われましたが、こうした偽造カードについては、
使つて犯罪になるのであつて、使わなければ犯罪
にならないというふうな話を伺いましたが、そん
なことなのでございましょうか。私としては甚
だ不本意、不愉快をさわるわけでありまして、
こうしたことも含めまして、三省庁から、現在
の不良債権の問題、カード事故の問題、偽造カ
ードの問題等につきまして、まとめて申しまして甚
だ恐縮なでございまして、御返事をお聞きした
いと存じております。お願いいたします。

○麻生政府委員 御指摘のように、クレジット
カードに関連いたしましていわゆる多重債務者が
増大をしておるという状況でございまして、これ
は消費者保護あるいは経済社会の健全な発展の観
点から見まして非常に重要な問題と認識をいたし
ております。

通産省は、このような認識のもとに、これまで
クレジット業界に対していろいろな形で多重
債務の防止について指導をいたしてきておりま
して、与信体制の整備あるいは社員教育の徹底とい
うようなことを図つてきております。さらに、日
本クレジット産業協会の方におきましては、与信
をいたします場合に、やはりその精度を向上させ
るということが必要でございまして、クレジット
ト業界におきまして信用情報機関、ここであらう
な情報が登録されて交換されるわけでございま
す。プライバシーの問題もございまして、それ
に十分配慮しながら、従来は事故情報を中心の登
録でございましたけれども、さらにこの多重債務
問題を考えますと、どうしても残高情報までこれ
を上げていくということが必要であるというふう
に考えまして、その情報の拡大という方向で現在
具体的な実施方法を検討中でございます。

また、もう一つ、カードの利用限度の問題がご

ざいますが、新規に発行いたしました、かつ何枚もカードがあるということになりますと、利用限度が余り大きいとこれは非常に問題があるということでございます。これも若年層を中心に利用限度の引き下げというのを指導いたしておりますが、これも先般、クレジット産業協会の方で引き下げをやっているという方向で決定をいたしております。現在、信販会社を中心に具体的に引き下げが図られつつあるという状況でございます。

もう一つ、やはり消費者の方でもいろいろなことでカードの使い方が賢くなつていただくということが必要でございます。消費者の啓蒙につきましても、いろいろなテレビ放送、広告、あるいはパンフレット、学校教育用の教材の提供というようにその努力をしておるところでございます。

通産省といたしましては、今後とも関係各省とよく連絡をとりながら、与信の健全化のために一層指導してまいりたいと考え、また、消費者の啓蒙活動にも努めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○杉本説明員 先生御指摘のように、自然人の自己破産申し立て件数がこのところ累増しております。こうした自己破産の増加は、当事者にとりまして問題であるのみならず、消費者信用の健全な発展を阻害するものであり、また、我が国経済の健全な発展にもいろいろな問題を生じかねないということをおもひもとして十分認識しているところでございます。

こうした多重債務問題の発生を防止するためには、まず借り手でございます利用者の側におきまして、消費者信用の節度ある合理的な利用をなさることが必要でございますが、貸し手であります業者の側においても、顧客審査に当たって、過剰な貸し付けを行わないような適切な対応を行うということが必要であると考えております。このため、貸金業者規制法におきましては、貸金業者による過剰な貸し付けを禁止しております。具

体的には、従来より、貸金業者が貸し付けを行うに当たりましては、窓口における簡易な審査のみによつて無担保無保証で貸し付ける場合のめどは、当面、当該資金需要者に対する一業者当たりの貸付金額については五十万円または当該資金需要者の年収額の二〇％に相当する金額とするように私どもの方でも指導を行っているところでございます。また、多数の業者からの借り入れによる多重債務を防止する観点からは、ブライバシーの保護に配慮しつつ信用情報機関を活用するよう指導をしているところでございます。

私どもといたしましては、多重債務問題につきまがります過剰貸し付けを未然に防ぐため、金融機関、貸金業者に対して、より一層適切な顧客審査の徹底を求めていますとともに、引き続きブライバシー保護に配慮しつつ、信用情報機関の積極的な活用を指導してまいりたいと考えております。

なお、不幸にしまして多重債務に陥つてしまった方に対しましては、その生活や弁済方法等について適切な相談、助言が行われることが望まれるところでございます。このため、例えば各都道府県の貸金業協会におきましては、いわゆる金融一

○番と称される相談窓口を設定しております。利用者からの苦情や多重債務者からの債務整理の相談に応じて、多重債務者の更生、救済に努めているところでございます。こうした窓口相談は多重債務者の更生、救済に有益であり、当然としても、関係省庁と協力しつつ業者、業界を指導して相談窓口の充実にも努めてまいりたいと考えております。

いずれにしろ、関係各省庁と密接に連絡をとりつつ、こうした多重債務問題に対応していききたいと考えております。

○石附説明員 お答えいたします。

不良債権をめぐる警察の対応ということでございますけれども、一般的に申し上げまして、債権者が債務者に対してその権利を行使する場合に、それが正当に行われている限り何ら取り締まりの

対象となるものではないということとは当然のことでございます。しかしながら、反社会的団体である暴力団がその資金源を獲得するために不良債権の取り立てというようなことで日常の経済活動に進出してきているという点につきましては、大変ゆゆしい事態というふうに認識をしております。

いずれにいたしましても、警察としては、かかる行為の過程において暴力団の刑罰法令に触れるような行為があれば、これを厳重に取り締まりをしていくということでございます。この三月一日から施行になりました暴対法において、いわゆる指定暴力団の組織の威力を示して行われる高金利の債権取り立て行為というようにつきましましては新たに規制の対象になったということでございます。適切にこの法令の活用を図っていき

たいと思っております。

また、他方、この指定暴力団を利用して何人も、これは会社を含みますけれども、このような行為、利用行為、暴力的要求行為を行わせる、利用するということにつきましても規制の対象となったということで、今後これらの法令の、また、既存の刑罰法令の適切な運用に努めてまいりたい、こう考えております。

○小田村説明員 国外で偽造されましたクレジットカードが日本国内で使用される事案につきましましては、刑法上の詐欺罪に当たりますので、警察といたしましては行使者の検挙に努めているところであります。また、この種事案におきましては、行使に至らないような場合でありまして、外国においてクレジットカードの偽造行使組織、そういうものが存在していることでもありますので、その摘発に資するために、関係国の捜査機関との間で、ICPO等を通じて必要な情報の交換を行っているところでございます。

○渡部(一)委員 時間が参りましたので、最後に御要望のみを申し上げます。

まず、大臣におかれましては、この質疑を聞いておられて驚かれたかもしれませんが、クレジットによる自己破産が急増しております。で、適切な対

策ができておりません。各省庁が一生涯懸命努力しているのは十分認めた上で申し上げておることを御理解いただきたいのですが、できておりません。そしてそのために、青年層における投げやりな風潮がぐんぐん増しておるわけでありまして、これはもう社会問題であると同時に、日本の将来に不吉な影響をもたらしておるものである。エイズの流行とクレジットの流行というようなものは、社会において新しい情勢が起こったときに政治が鋭く反応しないといけないことを示しております。その両方ともはっておくと国家国民に重大な打撃を与えるものでありまして、これはぜひ通産大臣におかれて首領をとっていただき、関係各省の意見を急速に集め、そして対応していただけないかな。今言われた言葉の中に各種の困難性があるのはもうありあり見えているわけでありまして、ブライバシーの問題一つをとってもただごとじゃない。黒い情報と白い情報の、白い情報をどういうふうにするかブライバシーを侵さないでうまく点検するかという問題だっていろいろ問題です。小学校、中学校、高校、大学におけるクレジット教育なんというのはもうナンセンスに近いものであつて、これはこれから急速にやらなきゃならぬのに、関係団体と文部省との間で打ち合わせが行われているというのを遺憾ながら聞いたことはな

い。私は、その辺は何かお願いしたい、社会教育の問題も含めてお願いしたい。そうでないと、正当なる日本国の発展、日本国民の発展もできなくなるなと思うわけなんです。

第二に、これは委員長にぜひお願いしたいのでありますが、そうしたクレジット問題に対する徹底的な討議はあったとしても、この委員会だけでこの問題は行われておりますので、本委員会の決議の中にも織り込んでいただき、ぜひとも強力な施策の樹立を政府に対して委員会としても表明していただきたいと私は思うわけでありまして、それから、最後に、先ほど申し上げたように、この法案の中身が非常に明瞭でない部分がある、その部分については何とか審査する時間を与えて

ただけるように個人的にお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。

○武蔵委員長 理事会にお諮りし相談します。

○渡部(一)委員 ありがとうございます。

○武蔵委員長 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 リースやクレジット業界は、両方とも数年前土地投機の資金を大量に供給して悪名をとどろかせました。当時、両業界とも本業を上回る資金の貸し付けを行いました。今日それが完全に裏目に出て、ノンバンク全体で十兆円を上回る不良債権を抱えておりますが、そのかなりの部分がリース、クレジット両業界ということになっております。

国民は、両業界が二度と土地投機などで国民生活を混乱に陥れることのないよう厳しく体質改善を求めておりますが、通産省は直接の監督官庁としてどのような指導を行っているのか、まずお尋ねいたします。

○麻生政府委員 リース・クレジット会社はもちろんです。クレジット事業をやっておるわけですが、一方で、いわゆる貸金業もやっておるという場合が多々ございまして、その貸し金業務が拡大してきたということも事実でございます。

このような会社につきましては、通産省の方では、業界に対して投機的な土地取引に対する融資の自粛を機会あるごとに要請をいたし、業界の健全な発展を求めてきたところでございます。

また、昨年の夏のいわゆる架空預金を担保とした融資ということがありました際にも、リース・クレジット事業が悪影響を受けないように審査体制の強化を求めておるところでございます。

一方、業界におきましては、投機的な土地関連融資あるいは審査体制の強化のためのいろいろな自主的な措置を講じておるところでございます。

通産省といたしましては、不適切な貸し金業務というものがリースあるいはクレジット業務の経営に悪影響を及ぼさないということが大切でござ

いまして、今後そのような観点から適切に指導をしてまいりたいと考えておる次第でございます。

○小沢(和)委員 今、土地取引に対する融資の自粛などを厳しく求めたというお話であります。そう言うそばからこういう法案を出してくるようでは、本気でリースやクレジット業界の体質改善を指導しているとは思われないわけでありまして、この法案はもとも、あの土地投機の最盛期に検討されたままの内容の法案ではないでしょうか。当時とは情勢も一変しております。小口債権がそうそう売れるとは思えませんが、大量の不良債権を抱えている両業界に独自の直接金融の道をつくり救済することになる。そういう甘いやり方で両業界の体質改善が進むでしょうか、もう一度お尋ねします。

○麻生政府委員 この法案は、リース・クレジット産業といたしまして、リースはいろいろな設備投資、あるいはクレジットはいろいろな消費のための活動を行っておるということでございまして、このような産業の健全な発展という意味から、このリース・クレジット産業が今自然発生的にやり始めております資金調達の手段、これが、放置いたしますといろいろな形で投資家保護を欠くことになるということで、一定のルールのもとにやっておくということと、この法律を提案をいたしておるということでございます。

貸し金業務のところでは確かに御指摘のようなこともあつたわけでございますが、少なくとも、このリース・クレジット産業という観点から見ますと、これはこの産業の健全な発展のために必要な資金調達ということでございまして、そのためには、やはりしっかりしたルールをつくり、そのもとで投資家保護を図りながらやっていくということが必要であると考えている次第でございます。

○小沢(和)委員 まあ納得できませんけれども、次の質問に進みたいと思つてます。

まず、最近の実績では一口五千万円というふう聞いております。この法律の仕組みを見ますと、訪販法と同じようにクーリングオフ期間を設けたり、あるいは訪販法以上に勧誘時に不実のことを告げる行為の禁止、さらに契約成立前の書面の交付など、かなり小口の投資家を念頭に置いた法規定が盛り込まれております。法律上は幾らでも小さい単位にできるわけですが、将来はどの程度まで小口化を認めていく考えなのか、お尋ねします。

○麻生政府委員 販売単位につきましては、今御指摘のございましたように、最低単位を五千万円ということと指導していきたくて考えております。これは、この商品につきまして一般の投資家はまだまだ非常になじみがないということがございまして、そのことから、一挙に余り小さな単位にいたしますと問題が生じ得るということもあります。ですから、このような大きな単位にいたしております。

将来につきましては、一般の投資家の理解の深まりやあいを十分見ながら、あるいは他の金融商品の動向を踏まえて見直しを適時やつてまいりたいと考えておりますが、具体的にこの単位をどこまで下げるのかということにつきましては、将来のこのような状況を十分見ながら考えていきたいと思つておる次第でございます。

○小沢(和)委員 だから、将来見直しをしていくというふうにお話があつたのですが、この法律の仕組みを見ると、相当に小口を予定してこの仕組みをつくつたのではないかと、いふふうに理解されるわけですが、実際にかなり小口にしていく考えはないんですか。

○麻生政府委員 この商品につきましての社会的な理解度あるいは認知度というふうなことが非常に関連をいたしておるというふうに考えます。ものな形に進んでいくかということによって決まってくるというふうに考えております。したがって、今の段階で五千万がどの程度まで細かくなつていくのかという点につきましては、もう少し将来の一般的な受け入れられる理解というものを見た上で考えていきたいと思つておるわけでございます。

○小沢(和)委員 いわゆるプロの投資家あるいは大口の投資家を相手にしようというのだったら、クーリングオフとか、そういうようなごく小口のお客を相手にするようなことをいろいろ規定する必要はないわけでしょう。そういうのを規定しているということ自体が将来かなり小さいお客を相手にすることを予定しているとしたら私は理解できぬわけですが。そういうことになつていくと、この債権については、もともと新聞でもジャンクボンドまがいの商品がはらんするおそれがあるなどということも言われておりまして、まさに一般の国民に被害が及んでいくことになる危険があります。

そこでもう一つお尋ねをしたいのですが、私は、一般のそういうごく小さい投資家たちがこれを買つた場合には、この債権の売り出しに国が深くかかわつていふことを信頼して買つことになるんじゃないかと思つたのです。例えば、特定債権の譲渡計画については通産大臣に届け出て毎回内容が適切であることの確認を受ける。それを譲り受けたり、小口化して販売する業者も大臣の許可を受ける。ところが、そういう仕組みあるいは評価などを信頼して投資したら損害を受けたということになれば、当然大臣や国が責任をとつてくれ、こういう話になつてくるんじゃないかと思つた。そういうことを言われた場合どう対応しますか。

○麻生政府委員 この法律では、特定債権の譲渡計画あるいは譲受業者、販売業者については許可制をしくというふうな形で国が関与をいたしております。

譲渡計画のところでございますが、これは債権を譲渡してやるわけでございますけれども、それを小口化、商品化していく場合にその債務の返済が円滑に行われるようになっておるかどうかとい

うことで、その債権のデフォルト率を見まして、それに見合ったリスクの補てん措置がとられておるかどうかということを確認をする、そういうことによりましてこの商品の必要最小限の安全性というものが確保されるということをきちっと確認をしていこうということでございます。

また、譲受業者あるいは販売業者につきましては、これはそれぞれの中で非常に重要な役割と、それからその経営の健全性あるいはその活動につきましてもいろいろなルールが必要であるというところで許可制をしき、その行為につきましてもいろいろな規制を課しておるということでございます。

このような形になっておるわけでございますが、実際に商品が売られます段階におきましては、これは先ほどの譲渡計画なんかでチェックされましたような商品の安全性についての情報、これが法律上明確に投資家の方に開示されるということになるわけでございます。投資家の方はそこで開示されておる安全性についての情報をベースにそれぞれ判断をしてこの商品を買うということになるわけでございます。

○小沢(和)委員 もう一遍端的にお尋ねをしますけれども、国あるいは大臣が譲渡計画の内容などについてチェックをしたり、あるいはそういう業者について許可をしたりということではいろいろの関与しているけれども、実は非常にリスクのある商品なんだということについて、勧誘をするときにばつきり相手に告げるようにさせるのですか、どの程度そのことを告げさせるように指導するのか、もう一遍お尋ねしておきます。

○麻生政府委員 実際に投資家に開示します情報でございますが、これはこの法律では五十七条あるいは五十八条に規定をいたしております。具体的には、小口債権の内容、さらにその債権の基礎になっております特定債権の内容、それからそれに対応いたします過去のデフォルトの率、またこれに對してリスク補てんとしたどのような措置がとられておるか、さらに特定債権の譲

受業者、これも非常に重要でございますから、その概要につきまして開示するというところでございます。このようなことを通じまして、投資家がこれを買い場合に適切な判断ができるというための必要な情報を与えていこうということでございます。

○小沢(和)委員 私は今までの説明を伺っても到底納得することができないということを申し上げておきたいと思いますが、時間がありませんので、次に、クレジットの問題でお尋ねをしたいと思ひます。

先ほどもお話ありましたけれども、最近、クレジットによる多重債務者が急増して深刻な社会問題となっております。私が当局からいただいた資料では、裁判所の自己破産受理件数は、平成元年九千九百九十件から平成二年一万一千二百七十三件、同三年二万三千二百八十七件と急増して、これと比べてもかなりふえ続けております。カードを無計画に使用した社会人になって間もない二十代の若い人たちが大部分だと聞いております。もちろん、一番の責任は本人たちにあると思ひますが、しかし、私が地元で幾つかの例を聞いてみま

す、まだ枠があるなどと誘われてどんどん金を借りさせられて深みにはまっていった人もおります。こうまでして金を貸そうとする前に、なぜその人がどれだけ借りているか正確に確かめ、多重債務者に転落していくのを防止する努力をしなかつたのか。個人情報センタ―が銀行系とか信販系などばらばらに置かれて、統一的に信用供与状況をつかむことさえもできないような状況を至急改善しなければならぬんじゃないでしょうか。

○麻生政府委員 多重債務者問題は、私も非常に重要な問題であるというふうに認識をいたしております。この対策をいたしましては、与信を行う側につきましても、これが過剰与信にならないように適切に行われるということが一つの重要な点でございます。その場合に、今御指摘がございましたように、情報機関からしっかりした情報が得られるということが必要でございます。現

在、このような情報機関をいたしましてはCIC、それから全国銀行個人信用情報センタ―、全国信用情報センタ―連合会というようなものがございますが、これらの機関の間では既に情報の相互交換という制度が存在いたしております。これに基づきまして、お互いに登録されておる情報を相互に交換をいたしております。

ただ、現在これらの各機関に登録されております情報は、いわゆる事故情報でございます。さらに今御指摘のございましたような多重債務という問題になりますと、事故情報だけでは不十分だということでございます。残高情報まで収集するということが必要になってくるわけでございます。

けれども、残高情報ということになりますと、これは事故でも何でもありませんものから、このような情報を集めるという場合のプライバシーの問題ということもありまして、いろいろ工夫をしなければいかぬということもございします。ですから、そのような方向での努力は行われておりますけれども、まだ実現をしていないという状況でございます。

○小沢(和)委員 クレジットの問題では、まだほかに改善しなければならぬ点が幾つかあると思うのです。一つは、信用を与える限度額が五十万円というふうになっていますが、これも高過ぎるのではないかと。それから、クレジットカードを利用しなければ損をするような気にさせる過大なテレビコマーシャルなども、もっと規制する必要があるのではないかと。さらには、若い人たちにしっかりと消費生活をするようにクレジットの怖さも教育する必要があると思ひます。社会に出る前に、学校教育の中で取り上げるべきだと思ひますが、文部省にそういう立場から働きかける必要があらはれませんか。こういうような点、いかがでしょうか。

○麻生政府委員 与信限度の問題でございますが、確かに当初いきなり大きな与信限度を設定するという点には問題があるという点もございします。この点につきましては、私どもの方でクレ

ジット産業協会の方に与信限度の引き下げということを検討をお願いいたしておるわけでございますが、現在信販会社を中心に具体的にその引き下げ作業をやっておるという状況でございます。また、消費者啓発の問題でございますが、これも非常に重要な点でございます。いろいろな形でこの啓発に努めておるわけでございますが、特に学校教育の問題につきましては、かねがね文部省の方にもお願いいたしておりました。また、必要な教材あるいはビデオ等の作成にも当たっておるという状況でございます。

○小沢(和)委員 次に、リースの問題でお尋ねをいたします。最近リース料が経費として扱われ、税法上有利とか、今まとまった金を持たなくても設備投資ができるというので、中小企業者のリースに対する要求が非常に強まっておりますが、私は、国の対応が非常におくれているのではないかと思ひます。今、国は各都道府県に設立されている設備貸与公社に補助金を出して、中小企業向けのリース事業を実施しております。私の地元福岡県では、ここ数年、年度がかわって間もないうちに予算の枠がいっぱいになって締め切りという状態が続いております。当局に聞いても、全国どこもほぼ同じ状況で、四月一日に受け付けを開始したら、三日には年間の枠を突破したところもあるという話です。これだけ強い要求があるのに、なぜこの設備貸与事業の予算をふやそうとしないのか、お尋ねをします。

○桑原政府委員 ただいま御指摘のございました設備近代化・設備貸与事業、特にハイテクなり情報機器のリース事業につきましては、中小企業者の間で大変人気がございます。ただいま先生から御指摘のありましたとおり、予算の枠を使い切つてなお要求が強いということでございます。我々としては一面において大変うれしくところもあるわけでございますけれども、ただいま御指摘のありましたとおり困った点もあるわけでございます。

二〇

そこで、予算をなるべくふやすという努力をいたしております。平成三年度の貸付規模は、この設備近代化・設備貸与事業全体で五百六十一億円でございましたけれども、四年度におきましては五百八十二億円ということで規模をふやさせていただきます。特にハイテク情報機器等のリース事業については一・六％ほどふやすというようにことをやっております。我々なりに努力をしているつもりでございます。

○小沢(和)委員 確かに事業予算全体として見ればふえてはおりますけれども、それは償還金が毎年ふえてくるし、補助金などの分がさらに上積みされればふえるという形になります。しかし、国の補助金の金額そのものを見てみると、平成二年は十八億九千七百万円だったものが、三年、十五億七千五百万円、四年、十三億円と、むしろ急激に減っているのではないのでしょうか。これは中小企業者の要求に逆行しているとしたか言えないと思うのですが、いかがですか。

○桑原政府委員 予算面の点は御指摘のとおりかと思っておりますが、要はその貸付規模がどのぐらいふやせるかというところが一番問題であらうかと思っております。御指摘の点もございまして、我々も中小企業者の要望が非常に強いということでもございまして、今後とも本制度に対するニーズ等を踏まえまして、中小企業の資金需要に適切に対処していくように努力していきたいというふうに考えております。

○小沢(和)委員 今幾らかずつふやしているというお話なんですけれども、機械設備がハイテク化して金額が高くなっているというのを忘れちゃならないと思うのです。だから、幾らか予算がふえても、利用できる人、企業の数は減っているというでしょう。リースを含む設備貸与の件数は、昭和六十二年四五千二百件が、平成二年度は四千六十三件、約一割減っているわけですね。これでも中小企業者の要求にこたえていると言えるのか。私は先日中小企業対策予算が少な過ぎると指摘をしたわけですが、この関係

の予算と事業規模を思い切つてふやすということをここで明言していただきたい。

○桑原政府委員 ハイテクリース事業というものは今後ともかなり強いものがあるというふうには我々も認識しております。バックグラウンドにつきましては先生御指摘のとおりでございます。で、我々としては今後とも中小企業者の要求になるべくこたえられるように努力を積み重ねていきたいというふうに考えております。

○小沢(和)委員 私が県の実務担当者などに話を伺つてみたところでは、リースに圧倒的に人氣が集中しているのに、設備貸与制度の中心は一般設備制事業だということ、これに予算の五〇％以上を振り向けるように国から厳しく指導されているというのです。この枠にこたわらなければリースへの中小企業者の期待にもっとこたえられるというふうに言われたんですけれども、さしたる措置としてこの枠にこたわらないという言明をここでしていただきたいが、いかがですか。

○桑原政府委員 この制度が始められた経緯等でございますけれども、本制度は中小企業の中でも小さい、小規模の企業に對しまして設備貸与を行う、そういう助成措置でございます。したがって、このハイテクリース等につきましてはかなり規模も大きく、小規模よりは若干大きい中小企業が中心として借り受ける、こういうような傾向があるわけでございまして、我々としてはその制度の趣旨を踏まえまして、小規模企業が特に利用をする普通の制事業に事業規模の約五割を割く、ハイテクリース等に残りを割く、こういうふうなことで制度の運用を図っているわけでございます。

ただ、御指摘のとおりハイテク・情報機器等のリースに対する要望が非常に強いということもよくわかっておりますので、それはそれといたしまして、制度の運用上なるべく皆様の要求にこたえられるように、いろいろな点で工夫をしていきたいというふうに考えております。

○小沢(和)委員 今の点もう一遍確認しておきますけれども、ハイテクリース関係については八十人まで認められているというので、そういうある程度中規模に近いような業者にその施策が集中することを心配しているというお話なんでしょうけれども、私実際に相談を受けたのは、十人台、二十人台という人が結構多いのですよ。だからそういう枠を取り払つても、私は小の方の十分予算は行くような形で実際上うまくいくんじゃないかというふうに考えるのですけれども、だからその点にこたわらないということをもう一遍も少しはつきり言つてほしいのですが、いかがですか。

○桑原政府委員 本制度の具体的運用につきましては、そうしたいろいろな中小企業側の要求なり背景というものを十分我々も踏まえまして適切に対処していきたいというふうに考えております。

○小沢(和)委員 では、そのところは弾力的に考えていただけるというふうに理解をしておきます。時間も来ましたので、最後に大臣に一言お尋ねをしたいのです。最近の経済情勢の激変による中小企業の困難をどう打開するかということ伺いたいわけでありまして。

私は、今質問をした中小企業者向けのリース制度について実情を聞くために、地元の鉄工業者数名に集まらしてもらつて話を聞いて驚きました。彼らが一致して言うことは、昨年十一月ごろから景気があつたという間に悪くなつてきたと言つております。中には受注量がこの半年で半分減つたと言つております。今までは鉄鋼が悪ければ自動車、それが悪ければ電機と、どこか仕事をもちうことができたけれども、これはどこも一斉に悪くなつたのは経営者になってから初めてだという話でした。彼らから要請されたことは、一つは、昨年やつの思いで借りた貸与公社の、今話をしておつたリースの料金が、受注の急減で大変な重荷になつてきた、何とかリース料の繰り延べ、リース料率の引き下げなどをしてほしいというこ

とでした。もう一つは、人手不足の中でようやく採用した若手を何とか雇用し続けるため、かつて特定不況地域に適用した雇用調整助成金のような制度は考えられないのかという二点でありました。私は、抽象的な話では役に立たないと思つて直接生の声を今御報告しましたので、大臣に、これだけせつぱ詰まつた中小企業者にどうこたえていただけるか、ひとつお答えをいただきたいと思つております。

○渡部国務大臣 大変中小企業の皆さん方のために御心配をいただいております。私も、昨年の末から日本の経済全体、おっしゃる通りに主要企業、基幹産業のほとんどが減収、減益、また在庫はたまる、そういう中で関連する中小企業に影響を与えることを非常に心配してまいりました。ですから、昨年の補正予算の際も、また今回成立させていただいた予算にも、中小企業に十分配慮をした予算、また財投、税制等を進めてまいつたわけでありまして、今お話しした具体的なリース料率については四月一日に〇・五％下げ、皆さん方に役立ってもらふ、こういうことにいたしました。

また、労働力の問題、これは非常に大事な問題でございます。ある意味では今回の政府の緊急経済対策は、中小企業の皆さん方にこの不況打開のために思い切つて省力化のための投資をしてもらおう、そして中小企業に働く人たちの労働条件、これを改善する、また今日避けて通れない時間短縮、この問題等も、経営を悪くするようなことがなくて、大企業に對して決しておくれをとるようなことのないように、今回の緊急経済対策では思い切つた中小企業の省力化のための政策、昨年制定していただいた中小企業労働力確保法に基づく金融、税制、予算上の優遇措置あるいは下請中小企業の労働時間短縮を促進するための措置の徹底、労働時間の短縮、職場環境の改善に資する技術開発等を総合的に講ずる、また、国と都道府県との協力により運営されている中小企業人手不足対策緊急貸し付けの金利引き下げや、制度の周知

徹底を図るための連絡協議会の設置などの措置を講じました。

今後とも中小企業のために積極的に政策を実現してまいりたいと思ひます。

○小沢(和)委員 終わります。

○武藤委員長 川端達夫君。

○川端委員 大臣、御苦労さまでございます。よろしくお願ひします。

ただいま議題となっております特定債権等に係る事業の規制に関する法律案でございますが、経済情勢 昨今の経済分野における議論に必ず出てまいります言葉にバブルの崩壊という言葉が出てまいります。そういうバブルの崩壊、そのバブルとは何だったんだろうかというときに、いろいろな金融にかかわる事件もたくさんございました。そういう中に、いわゆるノンバンクの金融機関がいろいろと融資をする、投資をする、投機をするというこの事件も随分たくさんございました。別に犯人が云々ということではなくて、やはりそういうものが非常に大きくなつたということとは事実だということに思ひます。

今回のこの法案では、保有債権の小口化販売というところで、いわゆるリース、クレジットの機関が金融機関以外から、いわゆる一般の投資家から資金を調達しやすくなるということで、低コストで良質な資金を確保していくんだ、特にアメリカ等々でも積極的にやられている方法ということで今回のこういうことが出てきたというふうに認識をしております。これはそれで非常に大きな意味があることだと思ひますが、実際にこのバブルというところでいろいろ日本の経済が動いた中で、ノンバンク経営が金融機関からお金を借りて、その部分が随分いろいろなところに行つたな、大変な事件を起こしたなというときに、まず初めにお伺ひすることは、こういうノンバンクも含めた金融機関に対して、そういう土地関連の資金が投機にずんずん回つてバブルをつくつたというときに、いろいろな手を打つてこられたと思ひます。

そういう部分で、まず前段として、大蔵省も来ていただいていると思ひますが、この一連のバブルの動きを含めて、政府がノンバンクを含めた金融機関に対していろいろな規制、余りにも無秩序な投資にお金が行かないようにという対策を講じてこられたと思うのですが、どういふことをやつてこられたかを概略、確認のために大蔵省と通産省におのおのの立場でお聞かせをいただきたいと思ひます。

○麻生政府委員 御指摘のように、リース・クレジット会社、これはこの事業のほかに多くの会社がいわゆる貸金業法上の貸金業を営んでまいつておりまして、これがいわゆるノンバンクと言われる部分でございます。

この貸し金業務でございますが、これは金融緩和期にずっと拡大してきたということでございまして、当省といたしましては、リース、クレジットの事業としての健全性という点もございまして、投機的な土地取引に対する融資の自粛ということとを機会あるごとに業界に求めてきたところでございまして。また、昨年の夏には、いわゆる架空預金を担保とした融資という問題がございまして、これも審査体制ということが非常に大事であるということで、審査体制の強化を求めたところでございまして。別途、業界におきましても自主的に、土地関連融資の自粛あるいは審査体制の強化というふうなことにつきまして努力を行つてきておるといふところでございまして。

いずれにしましても、この貸金業が不適切なために、本来の仕事でございましてリース業あるいはクレジット業務の経営に悪影響を及ぼさないように、今後とも適切に指導してまいりたいと考えておる次第でございます。

○杉本説明員 お答えいたします。

金融機関の土地関連融資につきましては、昭和六十一年四月以降累次にわたる通達の発出や特別ヒアリングの実施等を通じて、投機的な土地取引に係る融資を厳に排除するように求めるとともに、平成二年四月以降につきましては、不動産業

向けの融資に係るいわゆる総量規制を実施してきたところでございます。総量規制につきましては、最近の地価動向等にかんがみまして昨年末をもちまして解除いたしました。解除に当たりましては、総量規制の効果的な発動の仕組み、いわゆるトリガー方式を採用するとともに、引き続き金融検査の活用やヒアリングの機動的な実施等を通じて、投機的な土地取引に係る融資を排除すべく厳正に指導していく所存でございます。

他方、ノンバンクの土地関連融資に関しましては、金融機関を通じて間接的な方法でその実態把握等に努めてまいりましたが、昨年の貸金業規制法の改正、これは九月に施行させていただきましたが、これに伴ひまして、土地関連融資の実態把握及び適正化のための必要最小限の報告等をノンバンクに対して直接求めることが認められたところでございます。

こうした事態を踏まえまして、大蔵省では、昨年十二月、ノンバンクに対して通達を出いたしました。投機的な土地取引の排除を含む土地関連融資の厳正な取り扱いを求めるとともに、事業報告書の提出等の機会をとらえた個別のヒアリング等の指導を行つておるところでございます。

○川端委員 おののいろいろ手を打つていただいている。例えば平成元年に通産省では、十月二十七日、リース会社の行貸し金業務に関し、その資金が投機的な土地取引に利用されることのないよう自粛する旨の徹底を図るよう、社団法人リース事業協会に対し要請を行つておる。これを受け、リース業界においては、地価高騰の現状とみずからの業務遂行姿勢を戒める観点から、投機的な土地取引と判断される融資業務を今後一切行わないこと等と内容とする自主規制を実施しているところである。これが平成元年十月の話でございますから、これでどういふふうになつたというけれども実際はそうではなかつたということなんです。

それで、いろいろあるということで、大蔵省の方では、銀行を通じてそういう資金が流れるとい

う部分に関してはいろいろな規制をしていこう、総量規制もしようということがやられた。今回、このリース・クレジット業本業に対して、低コストの資金を調達するという意味で、銀行のルート以外に、債権を売ることによってお金が入ってくるという仕組みをつくらうということが、そのお金が本業以外、本業といふか、何を本業といふのかは別にしまして、リース、クレジットのその業務以外には使われない、貸金業に、その部分でいけば、結局、銀行からいろいろ締められた部分があるから入ってくるということでは何してあるのかかわらないか。この部分に關してはどういう歯どめといふか。この部分に關してはどういう歯どめといふか。債権を売って資金調達をした部分がいわゆるリース・クレジット業以外には、お金に色はついてないと言へばそれまでなんです。以外には、という部分に關してはどういう配慮をされているのか。それがないと、本来健全なリース・クレジット業の育成そして投資、低コストの資金調達という趣旨とは違つて形になるおそれというものを對してどういふ歯どめをかけておられるのかを御説明いただきたいと思ひます。

○麻生政府委員 この法律では、第六条に基づきまして特定債権の譲渡計画の確認を行うことにしております。

この確認の内容でございますが、これは法律にも明示いたしておりますように、この譲渡によつてなされる資金の総額、これがいわゆる本業でございましてリースなりあるいはクレジットの実施のために必要な金額を超えないのだということをきちと確認をするということでございます。具体的には、事業計画あるいはこれに對応いたしました資金計画の提出を求めまして、それで資金の枠というものをチェックをしていこうということでございます。

さらに、このような確認をいたしましてリース、クレジット以外に金が回らないようにここでチェックをするわけでございしますが、法律の第十条には報告徴収規定がございまして、これも、その

後どういふような形に事業がなっておるかということ監視をしていくという意味でこの規定が非常に重要でございまして、これも使いながら適切にチェックをし、あるいは監視をしていくという仕組みにこの法律ではなっておるわけでございします。

なお、この仕組みができましたら、従来の銀行借入れのほかに新たに資金が追加されるということではないわけでございまして、従来のものであります。リース債権なりクレジット債権は銀行から借りる際の担保になっておるわけでございしますが、その一部が今度はこちらの債権譲渡の方に回ってくるというわけでございまして、全体としての資金がふえるということではないわけでございします。

〔委員長退席、和田（真）委員長代理着席〕

○川端委員 いろいろな反省も含め、そして事前の予測も含めて手当てを講じていただいているというふうには理解をしているのですが、今後のいろいろな経済動向の中でバブルの再燃というふうなこと、あるいは金融不祥事等々がもちろん起こってはいけないということと同時に、こういうよかれと思ってやったことが結果的に変なことを招くということになっては本当にいけないことだと思ひますので、実際、いろいろな通達を出しにあって自主規制というのをやっていただいても、結果としては必ずしもそううまくいかなかった反省もあるわけですから、実行の後も特段の御注意をお願いをしたい、御要望を申し上げておきたいと思ひます。

それから、きょうもいろいろな意見になっていと思ひますが、いわゆる個人情報についての考え方についてお聞かせをいただきたいというふうな思ひです。

この法案で、いわゆる債権を小口化して販売をするというときに、その債権が優良なものであるのか不良なものであるのか、表現はどうかかわりませんが、という意味も含めまして、いわゆる借りていける人の、企業も個人も含めまして借りてい

る金額と氏名、そういうものが一応明らかになるということになると思ひます。そういう意味で、この部分に關してそういう取り扱いをされるのであれば、私がリース、クレジットした部分が結果的に第三者に販売をされるということ、その第三者と契約会社との間で何の何がしが幾ら借りていけるという債権が明るみに出るといふことが嫌だということも私はあり得るといふふうに思ひます。この部分に關しては現在どういふふうになつていけるのか。

それから、これからこれをしようとするときに、その部分に關して、例えばそういうことであれば契約の時点でそのことが明示をされていらないと個人の情報、個人のプライバシーを保護することにはならないのではないかと、いふふうに私は思ひます。このようにお考えかというところをお尋ねしたいと思ひます。

ことしの二月の報道でも、クレジット会社三銀クレジットの顧客名簿が外部に流出、都内の名簿業者に持ち込まれていたというふうな事件も報道をされておりました。三越デパートの会員の、お客さん名簿の中のキャッシュカードみたいなものが、ある銀行のクレジット会社へ名簿がどんどん売り出されていた。これはそういう名簿自体にも財産という情報があるということと同時に、個人のプライバシー。今回の場合も、これと直接同じようなものではないですが、やはりその個人名簿のプライバシーの問題とそれからいふゆる情報としての価値というものが非常に大きな問題としてあると思ひますが、どういふことかをお聞かせいただきたいと思ひます。

○麻生政府委員 プライバシーの問題は大変重要な問題でございします。この法律の作業の前提となつております産業構造審議会のリース産業部会あるいは割賦販売審議会のクレジット産業部会の答申、これに当たりましてもプライバシーの保護に留意すべきであるということが付言をされておりました。このような趣旨を踏まえましてこの法案の作成に当たったところでございします。

具体的には、個人的な債権譲渡に当たつての情報に接しするのは特定債権の譲渡業者、これがリース会社なりクレジット会社からまとめて債権を譲り受けるということとでございしますから、そこには具体的な個人の名前まで入った債権がわかるということになります。したがって、まず第一義的には、この譲渡業者がプライバシーをきちっと守るということが非常に大切でございします。このため、この法律では七十条に、特定債権の債務者の支払い能力に關します情報というものは、まさにこの法律上必要な債務の弁済に關する調査そのもの以外には使つてはならないのであるということを示したところでございまして、この規定のもとで、例えば割賦販売法に同じような趣旨の規定がございしますが、プライバシーの保護に万全を期しておるということとでございします。

販売段階につきましては、小口商品の債権、これにつきましては具体的にだれだれさんの債権といたうことを言うわけではございしません。この基礎になつておる特定債権はどのような種類のものであるかということとでございしますから、この段階では個人情報は一切出ていかないということとでございします。

○川端委員 この個人情報を中心としての部分と国の情報という部分との、いわゆる情報公開という部分とそれからプライバシーの保護という部分が大変難しい議論としてあります。私も少し前に内閣委員会で、国の電算機情報に關する保護の問題といたうことの法案を審議するときに勉強をさせていただいたことがありますが、今審議官がおっしゃつた部分で、売出すときにどういふ人の借金という債権を売りますよというのではない、これはそれでいい。それから、そのものを業者が買うときにはやはりどういふ中身かというのがないと買えないということとで、そのことを人に知らせてはいけないという歯どめをかける、これもいいと思ひます。ただ、このプライバシーの問題といたうのは、そこへ行くのも嫌だ、私はある会社とリース契約を結んだ、クレジットで借金をした

ということとはそれは私の責任でやった。しかし、そのことが何人にあつても人に言つてもらつては困るのだというものが、いや、そんなの実害ないからいいじゃないかという話ではないのです。このプライバシーの問題といたうのは、そういう意味では、例えば今この法案ができて、これから売出ししようというときに、いろいろな債権があるときに、その人たちの部分を、本人との間に、それを売つてしまふということに關しては、本人とはどういふ關係を持つべきなのかということですね。だから、私がお尋ねしたのは、例えばあるクレジットで契約してそういうお金を借りていけるというときに、今の契約で、何もなくして売るといふことは可能だと思ひますが、本来はそれはいけないことではないかな。ですから、そういうことに關して契約条項として必ず入れる、リース契約あるいはクレジット契約のときに、場合によつてはあなたの債権を売りますよというところよろしいねということでない、それが困ると思つたらその契約はもうその人はしないというところが一番明確なあれだと思ひます。民法上できるとかできないとかというものとプライバシーというものは違ふといふふうに私は思ひます。まして今、個人のプライバシーに關しては一切法律がないのです。そういうものを視座に當てた法律というものはなかなかできないといふことも事実でありますけれども、そういう意味で、そのことに關してはどういふふうな考え方をもちながら、あるいは御指導をしようと思ひます。それから、あるいは御指導をしようと思ひます。

○麻生政府委員 債権の譲渡でございしますが、一般に、日本の民法におきましては債権者の自由意思によつてできるということが原則でございまして、その原則のもとにいろいろな規定が整備をされておるといふことでございします。したがって、債権譲渡そのものではなくて、借りていける人が、御指摘のございましたように、クレジット産業、これは特に消費者保護とい

うことに注意を払わなければならない産業でございます。形式的、法律的にはできるといってしまっても、消費者との納得ということがやはり大切であろうと考えます。したがって、消費者との契約約款におきましては、その譲渡の可能性につきまして周知をさせる、消費者の事前の理解を得ておるといふふうに行うように今後指導してまいりたいと考えております。

○川端委員 ぜひとも、そういう部分に関しては御指導の徹底をお願いしたいと思いますし、約款契約のときにも、何か虫眼鏡で見ないと見えないような字で書いてあったと言われても、これは非常に不親切な話だと思いますので、そういうことも含めてひとつよろしくお願いしたいと思います。

大臣、全般的にこのプライバシーの部分を経営的に、今おっしゃいましたように、民法ではそういう債権の譲渡はできるという部分と違う新たな概念として、新たな概念でもないのですが、法的には新たな概念を持ち込まずを得ない、このプライバシーの問題というのは、いろいろなときに議論になりますね。こういう部分で、いわゆる国の情報の部分におけるプライバシーと民間情報の部分でのプライバシー、個人情報というものを等々を含めて、そういうものをどういう形で保護していったらいいのかという議論が長年来延々と続いております。何も実現しないというのが実情なんですけれども、この問題に関して世界的に見ますと、日本はプライバシー後進国と言われているのも事実だというふうに思います。そういう意味で、本法とは直接的にはかわりはないと思いますが、大臣のこのプライバシー保護というもののに対する御所見というのをひとつぜひともにお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○渡部国務大臣 今、川端先生のお尋ねは、今日の民主主義社会が近代化していく中で、基本的な人権と情報の公開という、これはまさに哲学的な問題でありますから、私の所感を述べ、こう言っても、これはなかなか大変難しい問題になり

ますけれども、今、日本は情報先進国、プライバシー後進国、こういう御指摘がございましたが、これは、世界の国が個人情報の保護については必ずしも一様でない、いろいろその国々の歴史や伝統や民族性の中で多様性がございまして、私は今行政の立場にありますから、それで答ええしますと、我が国においては行政機関の保有する個人情報の保護については、昭和六十三年に行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護法に於ける法律が既に御案内のように制定され立法化されておりますし、また、民間部門の保有する個人情報の保護については、将来的には法制化による対応も課題の一つでございます。しかし、当面、まずは各事業分野の特性を踏まえた事業者の主体的な対応を促すことにより対応することとが適切ではないか。具体的には、通産省では、民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護についての指針を取りまとめ、個人情報の保護を促すべく、通産省所管の関係団体に対しては平成元年六月に当該指針の周知徹底を図るとともに、事業活動の特性に応じた適切な対応を促進するための通達や指導を行っております。今後こういった指導の徹底を図るために、また、その効果を十分に引き出すために、さらに所要の対応を図ってまいりたいと思っております。

○川端委員 ありがとうございます。この個人情報の部分というのは、今おっしゃいましたように、民間の情報というのは本場に事件をたくさん起こしている。ちょっと最近のことだけで新聞を調べてみたのですが、例えば、マンション業者の入居者名簿が流出するとか生命保険会社の契約者リストが漏れた、十万人分ものやせる本の購入者リスト、三十万円以上の貴金属購入者、恋人を望む男性アンケート名簿まで、本人にとっては周囲に余り知られたくない情報を伝えるさまざまな名簿が東京、大阪の情報サービス会社、名簿販売業者に出回り、堂々と売られていた。こういうふうな、逆にこれで金もうけをしよ

うというふうな不届きな人までいるということでございます。最近の世論的な部分でいえば、先ほど言いました国の電算機に係る個人情報に関しては法律ができました。そのときから民間に開いてもいいというまに、法体系としては実現をしていないのが現状でございます。議論もまだまだ分かれるところでありまして、大臣におかれては、そういう部分でもひとつ内閣の中でリーダ的な役割を果たしていただきた、御要請申し上げておきたいと思っております。

時間がほとんどなくなつてしましまして、これもこの法案に関連をいたしますが、いわゆる指定調査機関等で債権の審査をするという仕組みをお持ちでございます。これはどういう性格の機関を想定しておられるのか、それから、かなり難しい内容を審査するのではないかなというふうにも思いますが、当面幾つぐらい御予定をされているのか、どんな形のもの、どういう性格のもので幾らぐらい考えておられるのかということをお聞かせをいただきたいと思っております。

○麻生政府委員 この指定調査機関でございますが、ここで行います業務の性格上、高度な専門的知識と公正性を要求されるところでございまして、公益法人を考えたおりまして、現在既存の法人も含めまして、このような能力から見まして、これが適切であるかというのを幅広く検討いたしておるといふ状況でございます。

また、数でございますが、数はそんなにすぐたくさん必要であるとは考えておりませんで、一つあれば本法で期待しておりますような調査業務は十分行えるのではないかと考えております。

○川端委員 公益法人ということでございます。今の御答弁では、新たにつくるか、今までのいろいろな部分で何かそういうものを兼ねられるかというのを御検討だということでありましたが、平成二年十月一日現在というのしか調べられなかったのですが、全庁で六千八百四十一件公益

法人がある。五年前、昭和六十一年に比べて六百二十六件ふえている、ちょうど一割ふえているのです。毎年大体百二十件ぐらいふえていく。通産省に限りまして、十年前に七百五十五件公益法人がありました。今八百六十八件。十年間で百六十三件ふえているわけです。しかも、二十省庁で五年間でなくなったのはあるかという一割もないのです。ふえる一方である。

いろいろな多様化する行政ニーズに応じて、行政本体の機能ではなくて、いわゆる自助努力等も加味しながら、いろいろそういう部分に対応するというところで公益法人がでてくるということ自体を否定するものではさらさらございません。しかし、やはり公益法人といういわゆる役所と非常に密接な関係を持つ部分に、ある意味では公的な資金も投入する仕組みを持ちながらやられるものが無制限に、結果としてです、どんどんふえていくし、時代が随分変わっていく中で一つもなくなるものはないという、行革審などでも休眠公益法人というのがあるのではないかと指摘も随分されたということを覚えておりますが、そういう意味では、今回もこういうものをおつくりいただくときに、今御答弁いただきましたけれども、既存のものを含めまして、既にある機関で兼ねられないか、これはもう省庁をまたがって、どこかほかの省庁でそういうものを持つてるところと一緒にできないか、あるいはいつまでやるのか、どういう時期までやるのか、逆に言えば、通産省にいろいろある部分もそういう観点で一度全部見直していただくぐらいのことをやっていただくべきではないかな。このごろ法案が出てまいりますと必ず一つずつ団体がふえてくる、公益法人がふえるという仕組みになっていくような気がいたして仕方がないわけですが、その個々に関しては非常に重要であるということとはよく理解をします。トータルの行政というもののあり方という意味では大変大きな問題ではないかと思っておりますので、これは御要請を申し上げておきたいというふうに思います。

時間が終わりましたので終わります。

○武藤委員長 江田五月君。

○江田委員 最後、あと二十分ですのでよろしくお願ひします。

今回のこの特定債権等に係る事業の規制に関する法律案については、全体として必要なものであつて賛成をするつもりでおりますが、しかし、考えるともいろいろとわからないことが出てまいります。かなり込み入った関係の法律である。法律の目的である投資家の保護、投資家というか、具体的にこの法律に係る仕組みの中で投資をした者をこの法律は一条で投資者と呼んでいるようですが、投資者の保護についていろいろ懸念があると言わざるを得ません。

バブル経済の一方の主役であつたノンバンクと言われるリース・クレジット業界は、バブル経済の崩壊の中で多額の不良債権を抱えて、中には倒産の危機にあるものもあると聞いております。また、このたびはいわゆる暴力団新法が施行されましたが、近年ノンバンクの業界に暴力団の介在する不祥事がいろいろ報道される、こんなケースもあるわけですね。つい最近の報道ですと、有名百貨店が医療機器の架空取引伝票を発行してリース会社から多額の資金を引き出した、代金十億円引き出す、捏造書類で四億六千万円などという見出しが新聞に踊る、こういうこともあるわけでございまして、カード破産あるいは偽造カードの問題、いろいろ出てまいります。このような中でこの法案が投資者の保護に十分な効果を発揮し得るものかどうかについて若干の質問をしたいと思ひます。

まず、六十一条のところで、これは「小口債権販売契約等の締結についての勧誘等」というところですが、「小口債権販売業者は、小口債権販売契約等の締結又は更新について勧誘をするに際し、小口債権販売契約・特定債権等に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。」これ

が第一項。二項は、「小口債権販売業者は、小口債権販売契約等の解除（組合からの脱退を含む。）を妨げるため、小口債権販売契約・特定債権等に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。」こう書いてある。我が商工委員会調査室の解説ですと、「リースのある取引であることを告げず、また絶対確実な投資であると告げる等顧客の意思決定を歪めるようなことを禁止するものである。」こう書いてあるのですが、ここで例えばこれは利回りが幾ら幾らであるとか、あるいはその保証をするとか、あるいはその利回りについてこれが達成できないときには補てんの約束をする、そのようなことは、これはいいのですか、いけないのですか。

○麻生政府委員 実際に顧客に販売いたします場合には、法律にございしますように、小口販売商品の販売単位とか利回りとかあるいは満期というようになこと、さらにこれに加えて、組み入れております債権の種類あるいはそれらの債権の過去のデフォルト率、さらにこのデフォルトに対応いたしましてこのリスクを軽減しますための銀行保証といったリスク補てん措置、特定債権の譲渡業者がどういふものであるかというようなことを開示するというところでございします。この商品の場合には、ベースがリース債権でありクレジット債権でございしますから、一番大きなリスクという点であります。このリース、クレジットのデフォルトの問題でございしますが、それにつきましては、法でありますように補てん措置の内容を具体的に説明するといふ形で投資家の判断に資しようといふことでございします。

○江田委員 きょうの私の質問、ペーパーになつていまして、そのペーパーをそのままお渡ししてあるのでそれに従つてお答えをいただいたのかもしれませんが、私がペーパーどおりに質問していただきたいのです。ちょっと聞いておいていただきたいの定期よりちょっとといぐらいな利回り

になるのではないかとというようなことじゃないかといったことがあると思うのですが、そういう利回りというものはこのぐらいです、それは保証されるのですとか、あるいはそれが実現できなかったら損失の補てんをしますとか、そういうようなことを顧客に告げて、顧客を——顧客というのは小口販売契約をするお客さんの方ですね、投資者ですね、この投資者を契約に勧誘するようなことをしてもいいのでしょうかということを書いてあるのです。

○麻生政府委員 実際に勧誘をいたします場合には、今言われましたように、利回りとか満期日等の内容について説明をし、またしかし、この商品の場合にはそれが一〇〇%保証されているものではなくて、そのデフォルトというのがある得る、その場合にはどのようなリスク補てん措置がとられておるかということの説明した上で販売をするといふことでございします。

○江田委員 リスクについては、今の前のお答えになるのかと思ひますが、昨日、実はリース・クレジット業界の方から説明を受けたときに、譲渡される債権はできるだけ優良なものを選別して譲渡するんだというお話がございました。私は、それは重要なことだと思ひます。どういふ選別をするか、またあすにでも業界の方から説明を聴取したいと思つておるのです。

そこで伺ひますが、この法案の中でどの条文中に優良なものを選別して譲渡をするといふことを期待できる根拠があるのか、あるいは通産省としてそのことについて何かの措置を考へておられるのかどうか、これを説明してください。

○麻生政府委員 本法の場合には、法律第三条に基づきまして譲渡計画の届け出があるわけでございします。その届け出の際には、譲渡される債権、特定債権がどのようなものであるか、あるいはそこで優良なもの、つまりデフォルト率が非常に低いものであるのか、あるいはある程度高いものであるのかというようにわかるわけでございまして、今度は、そのデフォルト率に見合った形

でどのようなリスク補てん措置がとられるかといふことを通産大臣はチェックをする、そして、必要最小限度の、つまり、過去のデータから見て考えられるデフォルト率に対応したリスク補てん措置がとられておるかどうかということを確認をするといふことでございします。

○江田委員 その率の判断とかということなんです、例えば車のリース。リースでもクレジットでもありませんか、二十代の若者が買った車ですと、これはなかなかちゃんと支払われない場合も多いから、そういうものはちょっと外して、一家を構えた、子供もいる、そういう人が買つていく車についてのクレジットだけを選ぶとか、そういうようなことをいろいろやるのだからと思うのですが、そういう、その利用者ということになりますか、そのタイプによつて今のデフォルト率がいろいろ違う、そういうような統計やなんかはちゃんとしているのですか。あるいは、クレジットヒストリーを類型分けをして、こういうクレジットヒストリーはこういう危険、これならこうと、そういうような類型化というふうな作業はあるのですか。

○麻生政府委員 デフォルト率の予測につきましては、これは今先生もお話ございましたように、年齢別あるいは業種別あるいは地域別によつて大分違いますし、また企業も、いろいろな業種なり大きさによつても違つておるといふようなことでございします。したがって、実際のこのリスクの補てん措置を考へます場合のおのの対象債権のデフォルト率、これは、そのような債権を分類をいたしまして、今の年齢別とか業種別とか地域別とか、それに見合ひましてその会社がずっとやってきておられますが、その会社がやってきていく過去のデフォルトのデータをとつていくというやり方をしている考えでございします。

○江田委員 いや、私がちょっと聞きかたつたのは、抽象的にはそれはわかるのですが、具体的にそういう類型化していろいろな率の計算をしたようなものがあるのですが、どうですかということ

をちょっと伺いたかったのですが、まあ先へ進みます。

我が商工委員会調査室の資料によりまして、リース・クレジット会社はペーパーカンパニーの子会社を譲受業者とし、みずから小口債権販売業者として販売することもあるというのですね。また、小口債権販売業者を子会社にやらせるといふケースもあるかもしれない。ということになりますと、仮に、親ガメこけたらじゃありませんが、リース・クレジット会社が倒産ということにでもなるとこれは大変なことになる。したがって、投資家の立場からすれば、特定事業者、すなわちリース会社、クレジット会社の経営内容についても大きな関心を持たざるを得ないのではないかと思います。

この法案四十五条では、特定債権等譲受業者は、その業務及び財産の状況を記載した書類を、営業所ごとに備え置き、小口債権者の求めに応じ閲覧させなければならない、こうなっております。六十三条で「小口債権販売業者について準用する。」となっておりますが、この規定は、特定事業者、すなわちリース会社、クレジット会社についても適用をする必要があるのではないかと思われるのですが、いかがですか。あわせて、「閲覧させなければならない」というのは、これは謄写も含むんだらうと思いますが、いかがですか。

○麻生政府委員 この債権小口化商品でございますけれども、これは、リース料あるいはクレジット料が償還の原資になっているということでございます。つまりこの原資というのは、リース会社そのものあるいはクレジット会社そのものの信用ではなくて、リース利用者あるいはクレジット利用者の償還というものがベースになっておるといふところに特色があるわけでございます。

したがって、本法におきましては、投資家の保護の観点からは、特定事業者に対しては、そのリース会社等の倒産リスクからこれを切り離すということが必要でございます。このために、法律の第五条によりまして、民法その他の法

令に定めるところによって、いわゆる第三者対抗要件を備えるようにしなければいけません。つまり、このリース会社、クレジット会社の倒産リスクから切り離すということを、この第三者対抗要件を備えることによってやっておるということでございます。

このようなことをやりました結果、投資家のサイドから見ますと、特定事業者、つまりリース会社、クレジット会社の経営悪化、倒産というリスクというのは切り離されますものだから、債権という形で譲受業者の方に渡されますから、切り離されるということになるわけでございますが、一方で今度は、譲り受けました譲受業者あるいは販売業者との関係でリスクが存在し得るということがございます。したがって、この法律では譲受業者及び販売業者の業務あるいは財産の状況について閲覧を請求することができるといふ形の権利を認めておるということでございます。

○江田委員 謄写のこと聞いたのですが、お答えになりません。閲覧というのは、私の理解ですと閲覧した場合には自分で手で写すことは当然にいわけです。手で写すその作業について謄写機というものができて、これは科学技術の進歩ですから、閲覧はできるけれども、謄写はできないというものはやはり本来おかしいので、ですから閲覧できるというものは当然謄写も本当は含むと考えなければいけないのだと思いますが、答えは要りません。次へ行きます。

それはわかるのですけれども、その条文の文理的な解釈はそうではないのですが、しかしリース会社、クレジット会社がペーパーカンパニーの子会社を譲受業者として、さらにまたみずから小口債権販売業者としてこういう業態のものをやろうというようなことは当然あるだろうと思うのです。そこは経理が分別されているから大丈夫だということならそれでもいいのだけれども、例えばこの譲受業者が元の業者の債務を連帯保証などしていたりすると、これはもう親ガメも子ガメも一緒になってしまうというふうなことで起きてくる

のじゃないか。さらにまた同じ窓口でいろいろやっていたりしたら、何か事が起きたときに債権者がだっとトラックか何かで来てほんと持っていくたりしたら、こんなものわけがわからなくなってしまうわけですよ。だから、そこは債権譲渡を通知をしますから切れているのですよ。というのは、単に言葉で言っているだけのことであって、現実には投資家はちゃんと保護されないということが起こるのじゃないかという心配をしているわけです。リースの場合に、元の物件の所有権がリース会社にある場合と、それから債権譲受会社にある場合と、債権の質というものは随分変わってくると思いますが、物件の所有権まで債権譲渡に伴ってちゃんと譲受業者に移しているような場合の方が優良な債権だといふふうに判断をされるかどうかはどうですか。

○麻生政府委員 リースの場合の物件の所有権、これはリース会社にあるわけでございます。それで、譲渡されました場合に、リース会社から譲受会社の方にこのリースの占有につきまして管理権、これが従来のままリース会社がかわって管理をするという場合、あるいは完全に管理権も移してしまおうという場合、これはおのおの契約で決まってくるというわけでございます。

リース債権の内容を判断いたします場合には、そのようなこと、占有なり管理の問題というよりもむしろリースの利用者の償還能力ということが一番大切でございますから、むしろそちらの観点に着目して判断をいたすということでございます。

○江田委員 リースの場合には物件の所有権はリースする側に保有されておいて、そして、これを賃貸する。その物件については、こういう形で債権譲渡しが、譲受会社に渡すときにその物件の所有権も移すケースもあるというふう聞いておるので、今のことを伺ったわけですが、さらにクレジットの場合でもいろいろの形の、所有権留保であるとか譲渡担保であるとかいろいろあると思うのです。そういうものも譲受会社の方に移

す場合と移さない場合とがあつて、大體移さないんじゃないかというふう聞いています。ですが、そんなところについてもちょっとときめ細かくききつつ考えてみなければいけないんじゃないかと。思ったり、さらにまた、譲受計画届け出の審査のことについてもいろいろ聞いてみたいとか、最近暴力団関係がいろいろ絡んでくるが、それについてどういう歯どめがあるか、これも聞いてみたいと思つたり、大臣には、さらに今の不況との関係でこうした仕組みをどう活用されるかということについても聞いてみたいと思つたりしたので、もう時間が参りましたので省略をいたします。終わります。

○武蔵委員長 次回は、明十五日水曜日午後零時五十分理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十六分散会